

官報号外 昭和三十六年六月八日

○第三十八回 参議院会議録第三十七号

昭和三十六年六月八日(木曜日)

午後九時五十四分開議

議事日程 第三十六号

昭和三十六年六月八日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する
二重課税の回避及び脱税の防止

のための日本国政府とシンガ

ボル自治州政府との間の条約

の実施に伴う所得税法の特例等

に関する法律案(内閣提出、衆

議院送付)

第二 機械類貯込信用保険特別会

計法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 税理士法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 恩給法等の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 昭和二十三年六月三十日以
前に給付事由の生じた国家公務

員共済組合法等の規定による年
金の額の改定に関する法律等の
一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

第六 国家公務員共済組合法等の
一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)
第七 一般職の職員の給与に関する
法律の一部を改正する法律の

一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第八 国家公務員に対する寒冷地
手当、石炭手当及び薪炭手当の
支給に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

第九 国家公務員等退職手当法の
一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第十 海上保安庁法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

第十一 原子力損害賠償補償契約
に関する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

第十二 原子力損害賠償補償契約
に関する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

第十三 増減及び現在額総計算書

第十四 昭和三十三年度国有財產
増減及び現在額総計算書

第十五 昭和三十三年度国有財產
無償貸付状況総計算書

第十六 オリンピック東京大会の
準備等のために必要な特別措置
に関する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

第十七 被害者扶助法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

第十八 郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第十九 長野県下伊那地方に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第二十 高知県に簡易保険ヘルス
センター建設の請願

第二十一 長野県松本市に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第二十二 愛知県三ヶ根山地内に簡
易保険、郵便年金加入者のホーム
設置の請願

第二十三 簡易保険加入者の福祉施
設拡充強化に関する請願(四件)

第二十四 長野県飯田市に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第二十五 鹿児島地方府金局庁舎の
鉄筋化促進に関する請願

第二十六 広島県原爆被災者慰労
金の額の改定に関する請願

第二十七 大阪此花郵便局局舎建設
に関する請願

第二十八 群馬県草津温泉地域に簡
易保険加入者の家設置の請願

第二十九 長野地方に簡易保険、郵
便年金加入者の厚生施設設備の
設置の請願

第三十 熊本市に簡易保険加入者
の成人病センター設置の請願

第三十一 熊本県常陸太田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第三十二 熊本県常陸太田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第三十三 長野県飯田市に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第三十四 長野県飯田市に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第三十五 長野県塙田地方に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第三十六 東京郵政局管内に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第三十七 新潟県長岡市に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第三十八 新潟県弥彦村に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第三十九 長野県小諸地方に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第四十 茨城県潮来地域に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第四十一 群馬県草津温泉地域に簡
易保険加入者の家設置の請願

第四十二 群馬県草津温泉地域に簡
易保険加入者の家設置の請願

第四十三 長野地方に簡易保険、郵
便年金加入者の厚生施設設備の
設置の請願

第四十四 長野県飯田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第四十五 熊本県常陸太田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第四十六 大阪此花郵便局局舎建設
に関する請願

第四十七 广島県原爆被災者慰労
金の額の改定に関する請願

第四十八 茨城県常陸太田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第四十九 鹿児島地方府金局庁舎の
鉄筋化促進に関する請願

第五十 神奈川県津久井町志田山
朝日寺に電話架設の請願

第五十一 ラジオ受信機を備えない
有線放送加入者の聴取料免除等
に関する請願

第五十二 今市、淹の原両駅周鉄道
建設工事促進等に関する請願

第五十三 国鉄築栗、白井両駅周鉄
道敷設に関する請願

第五十四 国鉄新幹線建設に伴う浜
松市内の現東海道線の高架線化
等に関する請願

第五十五 首都の交通緩和並びに防
火都市建設促進のための第二京
浜、東北国鉄線等建設に関する請
願

第五十六 国鉄敷設予定線智頭線の
調査実探査に関する請願

第五十七 国鉄敷設予定線智頭線の
調査実探査に関する請願

第五十八 信越地方に簡易保険、郵
便年金加入者の厚生施設設備の
請願

第五十九 高知県に簡易保険ヘルス
センター建設の請願

第六十 長野県下伊那地方に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第六十一 長野地方に簡易保険、郵
便年金加入者の厚生施設設備の
設置の請願

第六十二 長野県飯田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第六十三 群馬県草津温泉地域に簡
易保険加入者の家設置の請願

第六十四 群馬県草津温泉地域に簡
易保険加入者の家設置の請願

第六十五 熊本県常陸太田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第六十六 大阪此花郵便局局舎建設
に関する請願

第六十七 广島県原爆被災者慰労
金の額の改定に関する請願

第六十八 鹿児島地方府金局庁舎の
鉄筋化促進に関する請願

第六十九 熊本県常陸太田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第七十 神奈川県津久井町志田山
朝日寺に電話架設の請願

第七十一 ラジオ受信機を備えない
有線放送加入者の聴取料免除等
に関する請願

第七十二 今市、淹の原両駅周鉄道
建設工事促進等に関する請願

第七十三 国鉄築栗、白井両駅周鉄
道敷設に関する請願

第七十四 国鉄新幹線建設に伴う浜
松市内の現東海道線の高架線化
等に関する請願

第七十五 首都の交通緩和並びに防
火都市建設促進のための第二京
浜、東北国鉄線等建設に関する請
願

第七十六 国鉄敷設予定線智頭線の
調査実探査に関する請願

第七十七 国鉄敷設予定線智頭線の
調査実探査に関する請願

第七十八 信越地方に簡易保険、郵
便年金加入者の厚生施設設備の
請願

第七十九 高知県に簡易保険ヘルス
センター建設の請願

第八十 長野県下伊那地方に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第八十一 長野地方に簡易保険、郵
便年金加入者の厚生施設設備の
設置の請願

第八十二 長野県飯田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第八十三 群馬県草津温泉地域に簡
易保険加入者の家設置の請願

第八十四 群馬県草津温泉地域に簡
易保険加入者の家設置の請願

第八十五 熊本県常陸太田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第八十六 大阪此花郵便局局舎建設
に関する請願

第八十七 广島県原爆被災者慰労
金の額の改定に関する請願

第八十八 鹿児島地方府金局庁舎の
鉄筋化促進に関する請願

第八十九 神奈川県津久井町志田山
朝日寺に電話架設の請願

第九十 ラジオ受信機を備えない
有線放送加入者の聴取料免除等
に関する請願

第九十一 今市、淹の原両駅周鉄道
建設工事促進等に関する請願

第九十二 国鉄築栗、白井両駅周鉄
道敷設に関する請願

第九十三 国鉄新幹線建設に伴う浜
松市内の現東海道線の高架線化
等に関する請願

第九十四 首都の交通緩和並びに防
火都市建設促進のための第二京
浜、東北国鉄線等建設に関する請
願

第九十五 国鉄敷設予定線智頭線の
調査実探査に関する請願

第九十六 国鉄敷設予定線智頭線の
調査実探査に関する請願

第九十七 国鉄敷設予定線智頭線の
調査実探査に関する請願

第九十八 信越地方に簡易保険、郵
便年金加入者の厚生施設設備の
請願

第九十九 高知県に簡易保険ヘルス
センター建設の請願

第一百 長野県下伊那地方に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第一百一 長野地方に簡易保険、郵
便年金加入者の厚生施設設備の
設置の請願

第一百二 長野県飯田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第一百三 群馬県草津温泉地域に簡
易保険加入者の家設置の請願

第一百四 群馬県草津温泉地域に簡
易保険加入者の家設置の請願

第一百五 熊本県常陸太田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第一百六 大阪此花郵便局局舎建設
に関する請願

第一百七 广島県原爆被災者慰労
金の額の改定に関する請願

第一百八 鹿児島地方府金局庁舎の
鉄筋化促進に関する請願

第一百九 神奈川県津久井町志田山
朝日寺に電話架設の請願

第一百二十 ラジオ受信機を備えない
有線放送加入者の聴取料免除等
に関する請願

第一百二十一 今市、淹の原両駅周鉄道
建設工事促進等に関する請願

第一百二十二 国鉄築栗、白井両駅周鉄
道敷設に関する請願

第一百二十三 国鉄新幹線建設に伴う浜
松市内の現東海道線の高架線化
等に関する請願

第一百二十四 首都の交通緩和並びに防
火都市建設促進のための第二京
浜、東北国鉄線等建設に関する請
願

第一百二十五 国鉄敷設予定線智頭線の
調査実探査に関する請願

第一百二十六 国鉄敷設予定線智頭線の
調査実探査に関する請願

第一百二十七 国鉄敷設予定線智頭線の
調査実探査に関する請願

第一百二十八 信越地方に簡易保険、郵
便年金加入者の厚生施設設備の
請願

第一百二十九 高知県に簡易保険ヘルス
センター建設の請願

第一百三十 長野県下伊那地方に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第一百三十一 長野地方に簡易保険、郵
便年金加入者の厚生施設設備の
設置の請願

第一百三十二 長野県飯田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第一百三十三 群馬県草津温泉地域に簡
易保険加入者の家設置の請願

第一百三十四 群馬県草津温泉地域に簡
易保険加入者の家設置の請願

第一百三十五 熊本県常陸太田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第一百三十六 大阪此花郵便局局舎建設
に関する請願

第一百三十七 广島県原爆被災者慰労
金の額の改定に関する請願

第一百三十八 鹿児島地方府金局庁舎の
鉄筋化促進に関する請願

第一百三十九 神奈川県津久井町志田山
朝日寺に電話架設の請願

第一百四十 ラジオ受信機を備えない
有線放送加入者の聴取料免除等
に関する請願

第一百四十一 今市、淹の原両駅周鉄道
建設工事促進等に関する請願

第一百四十二 国鉄築栗、白井両駅周鉄
道敷設に関する請願

第一百四十三 国鉄新幹線建設に伴う浜
松市内の現東海道線の高架線化
等に関する請願

第一百四十四 首都の交通緩和並びに防
火都市建設促進のための第二京
浜、東北国鉄線等建設に関する請
願

第一百四十五 国鉄敷設予定線智頭線の
調査実探査に関する請願

第一百四十六 国鉄敷設予定線智頭線の
調査実探査に関する請願

第一百四十七 国鉄敷設予定線智頭線の
調査実探査に関する請願

第一百四十八 信越地方に簡易保険、郵
便年金加入者の厚生施設設備の
請願

第一百四十九 高知県に簡易保険ヘルス
センター建設の請願

第一百五十 長野県下伊那地方に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第一百五十一 長野地方に簡易保険、郵
便年金加入者の厚生施設設備の
設置の請願

第一百五十二 長野県飯田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第一百五十三 群馬県草津温泉地域に簡
易保険加入者の家設置の請願

第一百五十四 群馬県草津温泉地域に簡
易保険加入者の家設置の請願

第一百五十五 熊本県常陸太田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第一百五十六 大阪此花郵便局局舎建設
に関する請願

第一百五十七 广島県原爆被災者慰労
金の額の改定に関する請願

第一百五十八 鹿児島地方府金局庁舎の
鉄筋化促進に関する請願

第一百五十九 神奈川県津久井町志田山
朝日寺に電話架設の請願

第一百六十 ラジオ受信機を備えない
有線放送加入者の聴取料免除等
に関する請願

第一百六十一 今市、淹の原両駅周鉄道
建設工事促進等に関する請願

第一百六十二 国鉄築栗、白井両駅周鉄
道敷設に関する請願

第一百六十三 国鉄新幹線建設に伴う浜
松市内の現東海道線の高架線化
等に関する請願

第一百六十四 首都の交通緩和並びに防
火都市建設促進のための第二京
浜、東北国鉄線等建設に関する請
願

第一百六十五 国鉄敷設予定線智頭線の
調査実探査に関する請願

第一百六十六 国鉄敷設予定線智頭線の
調査実探査に関する請願

第一百六十七 国鉄敷設予定線智頭線の
調査実探査に関する請願

第一百六十八 信越地方に簡易保険、郵
便年金加入者の厚生施設設備の
請願

第一百六十九 高知県に簡易保険ヘルス
センター建設の請願

第一百七十 長野県下伊那地方に簡易保
険、郵便年金加入者の厚生施設
設備の請願

第一百七十一 長野地方に簡易保険、郵
便年金加入者の厚生施設設備の
設置の請願

第一百七十二 長野県飯田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

第一百七十三 群馬県草津温泉地域に簡
易保険加入者の家設置の請願

第一百七十四 群馬県草津温泉地域に簡
易保険加入者の家設置の請願

第一百七十五 熊本県常陸太田市地内河
合駅前に無集配特定郵便局設置
に関する請願

</

- 第五七 国鉄城東、阪和両貨物線の電化、客車運行等に関する請願(八件)
- 第五八 信越線及び中央東西線の電化促進等に関する請願(二件)
- 第五九 国鉄の貨物輸送合理化に関する請願
- 第六〇 国鉄水郡線下瓜連、静岡駅の貨物取扱い存続に関する請願(一件)
- 第六一 国鉄城東駅の貨物取扱いに対する特別措置の請願
- 第六二 木材類等の国鉄運賃改定に関する請願(二件)
- 第六三 長野県内の国鉄輸送力改善に関する請願(二件)
- 第六四 長野県内の国鉄輸送力増強に関する請願(二件)
- 第六五 国鉄越後線及び弥彦線の列車両数増加等に関する請願
- 第六六 国鉄天竜峡、新宿両駅間直通ジーゼル急行運行に関する請願
- 第六七 国鉄鹿児島、山陰両本線を結ぶ急行列車等運行促進に関する請願
- 第六八 急行阿蘇の現行ダイヤ維持に関する請願
- 第六九 急行阿蘇の存続等に関する請願
- 第七〇 都城、東京両駅間特別急行列車運行に関する請願
- 第七一 長野県軽井沢に国際会館建設等に関する請願(二件)
- 第七二 やみタクシー撲滅対策に関する請願

- 第七三 道路運送法の一部改正にに関する請願(二件)
- 第七四 鹿児島県鹿屋市に測候所設置の請願
- 第七五 触雷沈没した大成丸の遭難者追族補償に関する請願(二件)
- 第七六 小型船海運業の保護助成に関する請願
- 第七七 学生・生徒の船舶実習に対する安全衛生管理再検討等に関する請願
- 第七八 災害復旧事業促進等に関する請願
- 第七九 埼玉県戸田町等荒川左岸地域の水害防除施設に関する請願
- 第八〇 鹿児島県鹿屋港湾区内海岸に防潮堤新設の請願
- 第八一 利根本川河口せき建設に関する請願
- 第八二 北上川治水事業促進等に関する請願
- 第八三 茨城県久慈川改修工事施行に関する請願
- 第八四 比叡湖の水資源開発に関する請願
- 第八五 比叡湖水資源開発に関する請願
- 第八六 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限延長に関する請願
- 第八七 国道四号線整備促進等に関する請願
- 第八八 栃木県道小山今市線改良工事促進に関する請願(二件)
- 第八九 大分県道臼杵野津線等改良工事促進に関する請願

- 第九〇 北九州海岸道路の整備改修工事促進に関する請願
- 第九一 国道九号線中大野線改修工事施行に関する請願
- 第九二 二級国道久留米別府線舗装工事施行等に関する請願
- 第九三 本土、淡路島及び四国連絡橋架設促進に関する請願
- 第九四 南日本国道建設促進に関する請願
- 第九五 三重県四日市、福井県敦賀市周回国道建設に関する請願
- 第九六 二級国道熊本大分線の一級国道昇格に関する請願
- 第九七 地方道池田龜岡線の二級国道指定に関する請願
- 第九八 主要地方道水戸鳥山線等の二級国道指定に関する請願
- 第一〇〇 二級国道長野小千谷線の二級国道昇格に関する請願
- 第一〇一 新道路整備五年計画確立等に関する請願
- 第一〇二 二級国道二二三号隼人小林線の一部路線変更等に関する請願
- 第一〇三 山県線社市井尻野地区における新国道予定路線変更にに関する請願
- 第一〇四 豪雨地帯の雪害対策に関する請願
- 第一〇五 積雪災害対策に関する請願
- 第一〇六 住宅建設促進に関する請願

- 第一〇七 民間住宅団体設立促進に関する請願
- 第一〇八 不良住宅地区改良事業推進に関する請願
- 第一〇九 公営住宅標準建設費増額等に関する請願
- 第一一〇 福岡県の都市計画事業促進に関する請願
- 第一一二 街灯整備促進法制定に関する請願
- 第一一二 首都周辺地域の整備促進に関する請願
- 第一一三 札幌開発建設部局舎新築に関する請願
- 第一一四 首都周辺地域の整備促進に関する請願
- 本日の会議に付した案件
- 一、日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
- 一、日程第二 機械類賦払信用保険特別会計法案
- 一、日程第三 税理士法の一部を改正する法律案
- 一、日程第四 恩給法等の一部を改正する法律案
- 一、日程第五 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改正に関する法律等の一部を改正する法律案
- 一、日程第六 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

- 一、日程第七 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 一、日程第八 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、日程第九 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十 海上保安局法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十一 原子力損害賠償に関する法律案
- 一、日程第十二 原子力損害賠償契約に関する法律案
- 一、日程第十三 割賦販売法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十四 児童福祉法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十五 スポーツ振興法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十六 オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案
- 一、日程第十七 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案
- 一、日程第十八 鉄道敷設法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十九 公衆電気通信法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二十 公共用地の取得に関する特別措置法案
- 一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続する件
- 一、日程第二十一 昭和三十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十三年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十三年度政府関係機関決算書

昭和三十六年六月八日 参議院会議録第三十七号 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案外二件

八九〇

賦課又は徵収」に、「免かれ」を「免れ」に改め、同号の次に次の二号を加える。

四 不正に國税又は地方税の還付を受け、若しくは受けようとして、又は受けさせ、若しくは受けさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの。

第二十四条の次に次の二条を加える。
(登録を拒否された場合等の異議の申立て)

第二十四条の二 第二十二条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に異議があるときは、当該処分に係る通知を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、國税庁長官に対して異議の申立てをすることができる。

第二十四条の三 第二十二条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に異議があるときは、当該処分をしたとされる。この場合に於いて、當該処分が棄却の処分であるときは、當該異議の申立てをしてきた者及び日本税理士会連合会に通知しなければならない。この場合において、當該処分が棄却の処分であるときは、當該異議の申立てをしてきた者に対する書面には、その理由及びその者が第二十二条第四項の規定に該当する者である場合にはその旨を附記しなければならない。

7 第二十二条第一項の規定による登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月以内に当該申請に係る登録がされない場合(当該期間内に当該登録を拒否された場合を除く。)には、当該登録を拒否されたものとして、

当該期間満了の日後三月以内に、政令で定めるところにより、國税

庁長官に対して異議の申立てをして、当該異議の申立てがあつたときは、当該申立ての日に日本税理士会連合会が第二十二条第一項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。

3 国税庁長官は、異議の申立てを受理した場合において、当該申立

てについて理由があると認めたときは日本税理士会連合会に対して登録を命じ、当該申立てについて理由がないと認めたときは当該申立てを棄却しなければならない。

4 第二十二条第一項の規定は、前項の規定により当該申立てを棄却しようとする場合に準用する。

5 国税庁長官は、第三項の規定によると処分をしたときは、書面によりその旨を当該異議の申立てをしてきた者及び日本税理士会連合会に通知しなければならない。この場合において、当該処分が棄却の処分であるときは、当該異議の申立てをしてきた者に対する書面には、その理由及びその者が第二十二条第四項の規定に該当する者である場合にはその旨を附記しなければならない。

6 日本国税理士会連合会は、第三項の規定による登録の命令を受けたときは、すみやかに、登録を行なわなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、第一項又は第二項の規定による異議の申立てに関する必要な事項は、政令で定める。

8 第二十五条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「国税庁長官」と「日本税理士会連合会」に改め、「判明したときは」の下に

「、第四十九条の十七に規定する資格審査会の議決に基づき」を加え、

同条第二項中「規定による処分を

「する」に改め、同条第三項中「國税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

9 第三十六条の見出し中「脱税相談

」を「脱税相談等」に改め、同条中「脱

税につき」を「不正に國税若しくは地

方税の賦課若しくは徵収を免れ、又

は不正に國税若しくは地方税の還付を受けることにつき」に改める。

10 第二十六条第二項中「前項第一号から第三号まで」を「前項第一号、第一号又は第四号」に、「國税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

11 第二十七条及び第二十八条中「國

税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改め、「判明したときは」の下に

「、第四十九条の十七に規定する資

格審査会の議決に基づき」を加え、

同条第二項中「規定による処分を

「する」に改め、同条第三項中「國

税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

12 第四十九条の十七 日本国税理士会連合会は、資格審査会を開く。

13 第四十九条の十七 日本国税理士会連合会の請求により、第二十二条第一項の規定による登録若しくは登録の拒否又は第二十五条第一項の規定による登録の取消しにつき必要な審査を行なうものとする。

14 第四十九条の十七に規定する資格審査会の議決に基づき」を加え、

同条第二項中「規定による処分を

「する」に改め、同条第三項中「國

税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

15 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

16 会長は、日本税理士会連合会の会長をもつてこれに充てる。

17 委員は、会長が、大蔵大臣の承認を受けて、税理士、國税又は地

に改め、同条に次の二項を加える。

4 前条第一項及び第三項から第七項までの規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分に異議がある場合に準用する。この場合において、同条

第三項及び第六項中「登録」とあるのは「当該処分の取消し」と、同条第五項中「その理由及びその者が

第三項及び第六項の規定に該当する者である場合にはその旨」とあらるの「その理由」と読み替えるものとする。

5 第二十二条第一項中「及び連絡」を削る。

6 第四十九条第二項中「及び連絡」を「連絡及び監督」に改める。

7 第四十九条の二第三項中「変更」の下に「(政令で定める重要な事項に係るものに限る。)」を加える。

8 第四十九条の十四第二項中「及び連絡に関する事務を行なう」を「連絡及び監督に係る事務を行なう」に改める。

9 第四十九条の十五 日本国税理士会連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

10 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

11 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

12 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

13 第四十九条の十七に規定する規

定の準用)を附し、同条中「第二

項第二号を除く。」を「第一項に改め、同条を第四十九条の十六とし、

同条の次に次の二条を加える。

(資格審査会)

14 第四十九条の十七 日本国税理士会連合会は、資格審査会を開く。

15 第四十九条の十七 日本国税理士会連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

16 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

17 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

18 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

19 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

20 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

21 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

22 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

23 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

24 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

25 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

26 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

27 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

28 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

29 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

30 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

方税の行政事務に従事する職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののほか、

資格審査会の組織及び運営に関するものに限る。」を加える。

8 第四十九条の十四の次に次の二条を加える。

9 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

10 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

11 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

12 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

13 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

14 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

15 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

16 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

17 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

18 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

19 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

20 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

21 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

22 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

23 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

24 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

25 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

26 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

27 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

28 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

29 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

30 第四十九条の二第二項各号の第十四項の十四の次に次の二条を加える。

第六十三条第一号中「第四十九条の十七」を「第四十九条の十九」に改める。

附則第三十項中「昭和二十一年七月一日から五年間に限り」を「当分の間」に改める。

附則第三十一項第一号中「もつばら國税又は地方税に関する行政事務に従事した」を「官公署における国税又は地方税に関する事務にもつばら従事した」に、「行政事務の」を「事務の」に改め、同項第二号中「会計士補でこれらの者の」を「会計士補の」に改める。

附則第一項第一号中「並びに第十三条第四項及び第五項」と、第十三条第四項及び第六項並びに第十四条第二項」に改める。

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、第三条第一項、第四条第一号、第五条、第八条、第二十四号、附則第三十項、附則第三十一項及び附則第三十四項の改正規定並びに附則第九項の規定は公布の日から、第三十六条の規定は同日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 改正後の税理士法（以下「新法」という。）第四条第七号及び第二十一条第一項第四号の規定の適用については、改正前の税理士法（以下「旧法」といふ。）の規定による懲戒処分により税理士の登録を取り消された者は、新法の規定による懲戒処分により税理士業務を行なうことを禁止された者とみなす。

3 新法第四条第九号の規定の適用については、旧法の規定により税理士の登録の申請を却下された者は、新法の規定により税理士の登録を拒否された者とみなす。

4 旧法の規定により国税庁長官に提出した登録申請書その他の税理士の登録に関する書類は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法の規定により日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）に提出したものとみなす。

5 旧法の規定による税理士名簿の登録は、施行日以後は、新法の規定による税理士名簿の登録とみなす。

6 旧法の規定により国税庁長官が交付した税理士証票は、施行日以後は、新法の規定により連合会が交付した税理士証票とみなす。

7 旧法第二十二条第一項又は第二十五条第一項の規定による処分を受けた者において当該処分に異議がある場合における訴願については、なお從前の例による。

8 国税庁長官は、施行日において、国税庁に備えた税理士名簿その他税理士の登録に関する書類を連合会に引き離がなければならぬ。

9 連合会は、この法律の公布の日以後連絡なく、会則の変更につき必要な手続を行なわなければならぬ。

10 税理士法（大正十年法律第四百号）の一部を次のように改正する。

11 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

12 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第三百四十四号）の一部を次のよう

セラレタル者」に改め、「若ハ取

消」を削る。

11 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

12 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第三百四十四号）の一部を次のよう

に改正する。

13 弁護士法（昭和二十四年法律第三十二条第三号中「税理士の登録及び監督並びに」を「税理士」に改める。

14 司法書士法（昭和二十五年法律第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

15 この法律による改正後の弁理士法第五条第三号、公認会計士法第四条第七号、弁護士法第六条第三号及び第十二条第一項第二号並びに司法書士法第三条第五号の規定の適用については、旧法の規定によ

る専戒処分たる税理士の登録の取消しは、新法の規定による専戒

処分たる税理士業務の禁止とみなす。

11 上林忠次君登壇、拍手

了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定

もって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、税理士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、税理士制度の運営の実情に顧み、税理士の登録事務を日本税理士会連合に移譲することとし、また、特別試験制度の期限を当分の間延長しようととするものであります。

委員会の審議の詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終わり、討議に入りましたところ、天田委員より、三年間を日途として税理士制度全般の検討を完了することを要望する旨の附帯決議を付して賛成するとの意見承認せられております。本法案は、この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要するものについて所要の措置を講じようとするものであります。

今国会において、わが国とシンガポールとの間の租税条約が別途本院で承認せられております。本法案は、この条約に規定される事項のうち、特に法律の規定を要するものについて所要の措置を講じようとするものであります。

本委員会における審議の詳細につきましては、会議録によつて御承知願ります。質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

また、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための附帯決議を付して賛成するとの意見承認せられ、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案全部を問題に供します。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための信用保険特別会計法案全部を問題に供します。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための機械類賦払信用保険特別会計法案について申し上げます。

本案は、今国会においてさきに成立いたしました機械類賦払信用保険特別会計法に基づく機械類賦払信用保険の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、機械類賦払信用保険特別会計法案について申し上げます。

本案は、今国会においてさきに成立いたしました機械類賦払信用保険の結果、全会一致をもつて本委員会の附帯決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松野謙平君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案全部を問題に供します。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための信用保険特別会計法案全部を問題に供します。

まず、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための機械類賦払信用保険特別会計法案について申し上げます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野謙平君） 過半数と認めます。よつて兩案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、税理士法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、恩給法等の一部を改正する法律案、

日程第五、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、

日程第六、國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、

日程第七、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、

日程第八、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案、

日程第九、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案、

日程第十、海上保安庁法の一部を改正する法律案(いすれも内閣提出、衆議院送付)、

以上七案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長吉江勝保君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

恩給法等の一部を改正する法律案

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

恩給法等の一部を改正する法律案

附則第二十四条に次の二項を加える。

4 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の恩給の基礎在職年を計算する場合においては、第二項の規定にかかるわらず、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての実在職年に附すべき加算年のうち、次の各号に掲げるものは、恩給の基礎在職年に算入するものとする。

昭和三十六年十月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

前条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

一 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十二条の規定により附すべき加算年(恩給法の一部を改正する法律(昭和十七年法律第三十四号)による改正前の同条第一項第二号及び第三号の規定により附すべき加算年並びにこれらに相当する加算年を除く)。

二 法律第三十一号による改正前の恩給法第三十三条の規定により附すべき加算年

三 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

四 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

五 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

六 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

七 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

八 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

九 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

十 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

十一 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

十二 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

十三 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

十四 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

十五 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

十六 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

十七 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

十八 法律第三十一号による改正前の恩給法第九十二条の規定により附すべき加算年

附則第四十条の次に次の二条を加える。

(旧日本医療團職員期間のある者についての特例)

第十四条 旧国民医療法(昭和十七年法律第七十号)に規定する日本医療團(以下「医療團」といふ。)の職員(公務員に相当する職員として政令で定めるものに限る。以下「医療團職員」といふ。)であつた者で医療團の業務の政府への引継ぎに伴い公務員となつたものに係る普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、医療團職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達している者の場合を除き、医療團職員となつた月(公務員を退職した月に医療團職員となつた場合においては、その翌月)から公務員となつた月の前月までの年月数をえたものによる。ただし、その年月数を公務員としての在職年に加えたものが普通恩給についての最短恩給年限をこえることとなる場合においては、当該最短恩給年限をこえる年月数については、この限りでない。

2 公務員としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達していない公務員で前項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則第二十五条第四項中「前条」を「附則第二十四条の四」に改め

2 公務員としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達することとなるもののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、

該最短恩給年限に達することとなるものに准用する。

八九二

準の改訂に伴う恩給の額の改定に
関して定めた法令の規定を適用し
た場合に受けられるべき普通恩給
又は扶助料の年額が現に受けてい
る年額をとることとなるときは、
昭和三十六年十月以降、現に
受けている普通恩給又は扶助料を
これらの規定を適用した場合の普
通恩給又は扶助料に改定する。

(職權改定)

第八条 附則第二条第一項、附則第四
条第一項、附則第五条第一項又
は附則第六条第一項の規定による
恩給年額の改定は、裁判所が受給
者の請求を待たずに行なう。

(改正後の旧軍人等の遺族に対する法律の規
定に基づく扶助料又は遺族年金の
給与)

第九条 改正後の旧軍人等の遺族に
対する恩給等の特例に関する法律
の規定に基づき給されることとな
る扶助料又は遺族年金の給与は、
昭和三十六年十月から始めるもの
とする。

[審査報告書は都合により追録に
掲載]

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により交付
する。

準の改訂に伴う恩給の額の改定に

昭和三十六年四月二十日

衆議院議長 清瀬 一郎

昭和二十三年六月三十日以前に給
付事由の生じた国家公務員共済組
合法等の規定による年金の額の改
定に関する法律等の一部を改正す
る法律案

昭和二十三年六月三十日以前に
給付事由の生じた国家公務員共
済組合法等の規定による年金の
額の改定に関する法律等の一部
を改正する法律

(昭和二十三年六月三十日以前に
給付事由の生じた国家公務員共
済組合法等の規定による年金の
額の改定に関する法律等の一部
を改正する法律の一部改正)

第一条 昭和二十三年六月三十日以
前に給付事由の生じた国家公務員共
済組合法等の規定による年金の額の
改定に関する法律(昭和三十
一年法律第百三十三号)の一部を
次のように改定する。

第一条第三項中「第一項」を「第一
項から第三項まで」に改め、同
項を同条第五項とし、同条第二項
中「前項」を「第一項又は第二
項」に改め、同項を同条第四項と
し、同条第一項中「別表の仮定俸給
を」を「別表第一の仮定俸給
を」に改め、同項の次に次の二項
を加える。

2 前項の規定により年金額を改
定された年金のうち、その算定
の基準となる別表第一の下欄に
掲げる仮定俸給が二万八百円以
下のものについては、昭和三十
一年の法律案

昭和二十三年六月三十日以前に給
付事由の生じた国家公務員共済組
合法等の規定による年金の額の改
定に関する法律等の一部を改正す
る法律案

六年十月分以後、その年金額
を、その算定の基準となつてい
る年金額改定法の仮定俸給にそ
れぞれ対応する別表第二の仮定
俸給を俸給とみなし、共済組合
法の規定を適用して算定した額
に改定する。

3 昭和二十三年六月三十日以前
から引き続き在職し、同年七月
一日から同年十一月三十日まで
の間に退職し、又は死亡した者
(同年六月三十日に退職したもの
とすればその者に係る年金に
つき前二項の規定の適用を受け
るべき者に限る)で、同年六月
三十日に退職したものとみなし
て前二項の規定を適用した場合
に受けるべき年金の額をとること
となるものについては、その者
又はその遺族の申出により、昭
和三十六年十月分以後、同日に
退職したものとみなしてこれら
の規定に準じ年金額を改定する
ことができる。

第二条第一項中「別表の仮定俸
給を」を「別表第一の仮定俸給
を」に改め、同条第二項中「前条
第二項及び第三項」に、「前項」を「前
項及び第五項」に、「前項」を「前
項」に改め、同項を同条第三
項とし、同条第一項の次に次の二項
を加える。

2 前項の規定は、前項の
規定により年金額を改
定した年金について準用する。
別表を別表第一とし、同表の次
に次の表を加える。

別表第二

第一条第一項又は第二条第一 項に規定する年金額改定 法の仮定俸給	仮定俸 給
六、〇〇〇円	七、四〇〇円
六、二〇〇	七、六五〇
七、六五〇	八、一五〇
七、九〇〇	八、六五〇
八、四〇〇	八、九五〇
八、六五〇	九、二五〇
八、九五〇	九、八五〇
九、五五〇	一〇、六五〇
九、八五〇	一一、九〇〇
一〇、二五〇	一二、四五〇
一〇、一〇〇	一三、四〇〇
一一、五五〇	一四、六〇〇
一一、一〇〇	一五、二〇〇
一二、四五〇	一六、四〇〇
一三、四〇〇	一七、八〇〇
一四、六〇〇	一八、五〇〇
一五、八〇〇	一九、二〇〇
一六、四〇〇	二〇、〇〇〇
一七、八〇〇	二一、八〇〇
一八、五〇〇	二二、六〇〇

第一条第一項又は第二条第一
項に規定する年金額の算定の基準と
なつてゐるこれらの規定に規定する年金額改定法の仮定俸給が
六、〇〇〇円未満の場合においては、その仮定俸給の一・二三三
倍に相当する金額(一円未満の端数は、切り捨てるものとし、そ
の額が六、六五〇円未満となる場合には、六、六五〇円とする)
を仮定俸給とし、当該年金額改定法の仮定俸給のうち六、〇〇〇
円以上一八、五〇〇円未満に該当するもので、この表の上欄に掲
げられていないものについては、その直近多額の仮定俸給に対応
するこの表の仮定俸給による。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十三年法律第百二十六号)の一部を次のようないて改正する。

第一条第一項(第二号を除く。)中「同法別表の仮定俸給」を「同法別表第一の仮定俸給」に、「第二条第二項において準用する同法第一条第四項(同条第一項に係る部分に限る。)」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第一条の二 昭和三十一年法律第百三十三号第二条第二項において準用する同法第一条第二項の規定により年金額を改定された年金については、昭和三十六年十月分以後、その年金額を、その算定の基準となつた同法別表第二の仮定俸給に対応する別表第一の仮定俸給を俸給とみなしあ共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による年金額の改定について準用する。

第二条第五項中「前条」を「第一項」とし、同条第四項中「第二項第二号」を「第三項第二号」に、「又は第三項」を「又は第二項」に改め、同項を同条第七第五項に改め、同項を同条第七二号」を「第三項第二号」に、「前二項」を「第三項及び前項」に改め、

同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第一項」を「第七項」に、「前項」を「第二項」に、「第二項」を「第五項」といふ。」を加え、同項を下に「(以下次項において「従前の改定額」といふ。)」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第一項第一号に掲げる年金については、従前の改定額又は算定により改正された額が次の各号に掲げる障害の等級(別表第三の備考二)の規定の適用後の等級とする。)に応じ当該各号に掲げる金額に満たないときは、昭和三十六年十月分以後、その額を当該各号に掲げる金額に改定する。

一 四級 七九、〇〇〇円(別表五、〇〇〇円)

二 五級 五一、〇〇〇円

三 六級 三八、〇〇〇円

第二条第一項の次に次の二項を加える。

2 前条の規定は、前項の規定により年金額を改定した年金について準用する。この場合において、同項第一号に掲げる年金について準用するときは、同条第三項中「前条第二項及び第三項」とあるのは、「前条第二項」と読み替えるものとする。

第三条第一項第三号(口を除く。)中「同法別表」を「同法別表

表第一」に、「第一条第二項」を「第一条第四項（同条第一項に係る部分に限る。）」に改め、同条第三項前段中「第二項第一号」を「前項第一号」に、「第二項第二号」を「前項第一号」に、「前条第二項から第四項まで並びに同条第五項中同条第二項及び第三項」を「前条第三項から第六項まで並びに同条第七項中同条第三項及び第五項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、前項第二号の規定による年金額の改定の場合について準用する第一条第五項中「前項」とあるのは「第三条第三項第二号」と、前条第三項中「昭和二十八年法律第百六十号第三条又は第一条第四項において準用する第一条第二項」と読み替えるものとする。

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 第一条の二の規定は、前項の規定により年金額を改定した年金について準用する。

第五条中「前四条」を「前五条」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

第七条第一項中「第一条」の下に「、第一条の二」を加える。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月三十日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

(国家公務員共済組合法の一一部改正)

第一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「基礎となつた組合員期間」の下に「(通算退職年金又は退職一時金を受ける権利を得得するに至らなかつた組合員期間を含む。)」を加える。

第四十一条第三項中「通信省」を「郵政省」に改める。

第四十二条第二項中「属する月以前」の下に「の組合員であつた期間」を加え、同条第二項及び第四項を削る。

第四十六条を同条第二項として、同条に第一項として次のようないかえ。

組合員が第一百一条第三項の規定により預金に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金（家族埋葬料に係る給付金を除く。）があり、かつ、その者が同項の規定により払い込まなかつた金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

第四十一条第一項中「、給付事由」の下に「第七十条又は第七十一条の規定による給付に係るものと除く。」を加え、「(給付事由)」を「(当該給付事由)」に改める。

第五十三条第二項中「三十日を経過した後にされた」を「三十日以内にされない」に改める。

第五十九条第二項中「、第六十一条第二項及び第六十七条第四項」と「及び第六十一項」に改める。

第六十一条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、その金額が六千円に満たない場合には、六千円とする。

第六十一条第三項に次のただし書きを加える。

ただし、その金額が三千円に満たない場合には、三千円とする。

第六十二条第一項中「出産」、かつ、その生れた子を育てる場合には「出産したとき（引き続きその生まれた子を育てないときを除く。以下次項において同じ。）は」に、「出産の日から引き続き育て

ている期間（その期間が六月をこえるときは六月とし、その期間に一月に満たない端数があるときはこれを「一月とする。」）一月につき四百円」を「二千四百円」に改め、同条第二項中「かつ、その生れた子を育て」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第六十六条第三項中「三日を経過した日」の下に「（同日において第六十九条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日）」を加える。

第六十七条第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、第五十

九条第二項ただし書の規定を準用する。

第六十九条中「その受け取る額」の下に「を基準として政令で定める額」を加える。

第七十六条第二項中「三万四千八百円」を「三万五千五百二十円」に改め、同条第三項第一号中「俸給」を「当該廃疾一時金の額の算定の基礎となつた俸給の額」に改めること。

第八十三条に次の二項を加える。

5 前項の規定により支給された差額に相当する金額は、長期給付に関する規定（第七十九条の二、第八十条の二、第八十条の三及び第九十三条の二の規定を除く。）の適用については、公務によるものでないで病気にかかり、又は負傷したものに対するまでの金額については廃疾年金に係る一時金と、その残額については

退職一時金と、公務による廃疾年金に係る場合にあつては、退職一時金と、それぞれみなす。

6 前項の規定により退職一時金又は廃疾一時金とみなされる金額の支給を受けた者に対する第七十六条第三項、前条第三項及び第八十八条第三項の規定の適用については、第七十六条第三項第一号中「当該退職一時金の基礎となつた期間」とあるのは「第八十三条第五項の規定により退職一時金とみなされる金額を俸給日額で除して得た数に相当する日数（その日数が別表第二の下欄に掲げる日数と一致しないときは、同欄の直近の少ない日数）に応じ同表の上欄に掲げる期間」と、同条第一号中「十二月から控除」とあるのは「第八十三条第五項の規定により廃疾一時金とみなされる金額を当該金額に係る俸給の額で除して得た数に相当する月数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）から控除」とする。

第九十九条第二項第三号中「のうち、それぞれこれらの年金に係る廃疾又は死亡が公務によらないで生じたものとした場合に支給すべきこととなる廃疾年金、廃疾一時金若しくは退職一時金又は遺族年金若しくは遺族一時金を「毎月の末日」に改める。

第八十七条第一項中「前項」を「前項に、『同項に』を『これら二項に』に改め、「同項の規定」を「これら二項の規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 一年以上組合員であつた者で組合員となつて一年を経過する前に公務によらないで病気にかかり、又は負傷したものに対する前項の規定の適用について、公務員であつた者又はこれらの者の組合員に対する給付のうち、公務員に対する給付のうち、公務員として在職する間、その支拂を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き復帰したときは、長期給付にかかる規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者

は、「別表第四に掲げる廃疾の状態にあるとき」とあるのは、「別表第三又は別表第四に掲げる廃疾の状態にあるとき（当該療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内にならぬ」とができる期間内にならぬ」とする。

第九十九条第二項及び第三項第二号中「二万一千円」を「二万一千三百六十円」に改める。

第三項第一号、第二号及び第三号に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が國の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」といいう。）となるため退職した場合において、その者が、その公庫等職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより「政策で定めるところにより」を加え、「月の末日」を「毎月の末日」に改める。

4 復帰希望職員及び公庫等については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、第六章（第九十九条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる費用に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「及び国員」といふ。）が引き続き公庫等職員として在職する間、その支拂を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き復帰したときは、長期給付にかかる規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者

は、「公庫等の負担金」と、第

百条第二項中「俸給」とあるのは、「組合の運営規則で定める俸給」と、第百二条中「各省各府の長（自治大臣を含む。）又は職員団体」とあり、又は「國又は職

は、「別表第四に掲げる廃疾の状態にあるとき」とあるのは、「別表第三又は別表第四に掲げる廃疾の状態にあるとき（当該療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内にならぬ」とができる期間内にならぬ」とする。

第三項第一号、第二号及び第三号に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が國の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」といいう。）となるため退職した場合において、その者が、その公庫等職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより「政策で定めるところにより」を加え、「月の末日」を「毎月の末日」に改める。

第三項第一号、第二号及び第三号に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が國の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」といいう。）となるため退職した場合において、その者が、その公庫等職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより「政策で定めるところにより」を加え、「月の末日」を「毎月の末日」に改める。

3 船員組合員若しくは船員組合員

員」といふ。）が引き続き公庫等

職員として在職する間、その支

拂を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き復帰したときは、長期給付にかかる規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者

は、「公庫等の負担金」と、第

百条第二項中「俸給」とあるのは、「組合の運営規則で定める俸給」と、第百二条中「各省各府

の長（自治大臣を含む。）又は職員団体」とあり、又は「國又は職

を加え、「それぞれ第十二条各号において控除すべきこととされる金額に相当する金額」を削る。

第二十四条中「第十二条第二項二項」の下に「第四項」を、「第八条」の下に「第十三条第三項」を、各号を「第十二条各号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号において控除すべき」とされているに改める。

第三十一条を第三十二条の二とし、第五章第二節中同条の前に次の一項を加える。

(組合員期間二十年をこえる者に係る特例)

第三十二条 更新組合員に係る新法第八十八条第一項第一号の規定による退族年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について算定する金額は、同号の規定にかかわらず、第二十二条各項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

第三十二条の二中「二万一千円」を「二万一千三百六十円」に、「第十三第二項各号」を「第十二条各号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号において控除すべきこととされている」に改める。

第三十三条条中「新法第八十八条第一項第一号」の下に「又は第三十一条第一号」を「第十二条各号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号において控除すべきこととされている」に改める。

第三十三条条中「新法第八十八条第一項第一号」を「第十二条各号」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号において控除すべきこととされている」に改める。

第三十八条第二項本文中「第七条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改める。

第四十一条第一項中「第一二三十条まで」に改め、同条第二項中「第二二二項」の下に「第四項」を、「第八条」の下に「第十三条第三項」を、「第十四条第一項の規定の適用を受けた組合員」との下に「施行日以後」とあるのは「当該組合員となつた日以後」と加え、同条三項中「前項」の下に「及び次条」を加え、「及び同項に係る」を「その他」に改め、第七章中同条の次に次の二条を加える。

(再就職者に係る退族年金等の類に関する特例)

第四十二条 新法第八十八条第一項第一号の規定により算定した金額から新法第七十六条第三項第一号又は第二号に掲げる金額(その額が第十二条第一項第四号の規定の例により算定されたものに対する前条第一項につた者で退職一時金の額の算定につき第十九条の規定の適用を受け、その後再び長期組合員となつたものに対する前条第一項につき第十九条の規定の適用をなつたものに対する前条第一項において準用する第十二条第一項の規定の適用については、同項第一号、同項第二号若しくは第三号又は同項第四号の金額は、これらの規定の例により算定した金額からそれぞれ第一号、第二号又は第三号に掲げる金額を控除した金額とする。

第四十三条 第二条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十四条を第四十七条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十五条 第二条の二又は第三十三条の規定を準用する場合に該各号に掲げる者と、又は「第十二条各号に掲げる者」とあるのは「第十二条各号に掲げる者」とあるのと定めたときは、当該各号に掲げる者と、又は「第十二条各号に掲げる者」とあるのは「これらの規定に規定する者」と、「当該各号に掲げる者」とあるのは「これららの規定に規定する者」と、「当該各号に掲げる者」とあるのは「これららの規定に規定する者」と、「当該各号に掲げる者」とあるのは「生まれた」に改め、「同号の子とあわせて四人をこえない人数に限り」を削る。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七条第一項第一号及び同法別表の改正規定(同表中廃疾の程度一級に対応する金額の改正規定及び備考五の改正規定を除く)並びに同法第九条第一号の次に二号を加える改正規定は、昭和三十六年

号において同じ。」を加え、同条三項中「第一号の期間」の下に「(四十年をこえる期間を除く。)」を加える。

第四十五条第二項中「(その金額が同項第一号の期間を四十年として算定した金額をこえるときは、当該金額)」を削り、同項第一号中「当該各号」とあるのは「同号」と

第五十条第一項中「職員であつた期間があるときは、これらの者に對する長期給付に関する規定」を「対する第四章、第五章及び第五十五条第一項の規定」、「当該期間は、新法第三十八条第一項に規定する組合員期間に算入しないもの」を「第四章及び第五章中「公務」とあるのは「業務」と、第五条第一項中「国」とあるのは「組合又は連合会」に改める。

第五十四条中「又は第六条第一項本文」を、第六条第一項本文又は第四十条第一項に改め、「組合の下に「(連合会加入組合に係る場合にあつては、連合会)」を加える。

第五十五条第三項中「公営企業金融公庫」の下に「中小企業信用保険公庫」を加える。

別表中「一六〇、二〇〇円」を「六五、〇〇〇円」に、「九八、一〇〇円」を「一〇五、〇〇〇円」に、「五一、一〇〇円」を「六四、〇〇〇円」に改め、同表の備考五中「生れた」を「生まれた」に改め、「同号の子とあわせて四人をこえない人数に限り」を削る。

十月一日から、同法別表備考五の
改正規定は、昭和三十七年一月一
日から施行する。

(給付に関する規定の一一般的適用
区分)

第二条 改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第七十六条第二項、第八十七条第二項及び第三項、第八十八条第二項及び第三項、第一百二十二条第三項、附則第十三条の二第三項及び別表第三並びに改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第二条第一項第五号及び第十三号、第七条第一項第二号及び第五号、第十一條、第十二條、第十三条第二項、第二十三條、第二十四条、第三十一条、第三十二条の二及び第三十三条(これらの規定を改正後の施行法第四十一条以下「改正前の法」という。)第六十六条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)第四十一条の二、第四十五条第二項及び第三項、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項、第四十八条並びに別表(廃疾の程度一級に対する金額に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお前例による。

(給付金からの控除等に関する経過措置)

第三条 改正後の法第四十六条第一項及び第九十六条の規定は、施行日以後の組合員期間に係る掛金及

び同日以後に給付事由が生じた給付について適用する。

(損害賠償の請求権に関する経過措置)

第四条 改正後の法第四十八条第一項の規定は、第三者の行為により施行日以後に給付事由が生じた場合について適用し、同日前に給付事由が生じた場合は、な

お従前の例による。

(出産費等に関する経過措置)

第五条 施行日前に出産した組合員若しくは組合員であつた者又は組合員の被扶養者である配偶者に係る出産費、配偶者出産費又は育児手当金の支給については、なお従前例による。

(傷病手当金の支給に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に改正前の国家公務員共済組合法(以下「改正前の法」という。)第六十六条の規定により傷病手当金の支給を受けている者に対する当該手当金の支給の期間については、なお従前例による。

(国等の負担金に関する経過措置)

第七条 改正後の法第九十九条第二項の規定は、施行日の属する月分以後の国(同法附則第二十条第三項の場合は、地方公共団体)の負担金について適用し、同月前の方分の国の負担金については、な

二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する公庫等職員となる者について適用する。

(住宅金融公庫の役職員に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に住宅金融公庫に在職する者(同公庫に在職することとなつた日の前

日において退職したものとみ

る)で住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二十五号)附則第二項の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定が準用されているものは、恩給に関する法令の規定の適用については、第六項の規定の適用がある場合を除き、施行日

の前日において退職したものとみ

なす。

2 前項の規定に該当する者(以下「公庫職員」という。)が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引続き公庫職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下「復帰したとき」という。)の改正後の法

第三十八条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなさ

れる普通恩給を受ける権利は、同日からその者が復帰した日の前日まで停止したものとする。

3 復帰希望職員が引き続き公庫職員として在職し、引き続き復帰したときは、改正後の法第六章の規定を除く。の適用については、その者は、施行日以後の公庫職員であつた期間引き続き組合員であつたものとする。

4 前項の規定の適用を受けた者に係る恩給(第二項各号に掲げるもののを除く。)を受ける権利は、施行日の前日に消滅したものとみなさ

ず。ただし、増加恩給と併給される普通恩給を受ける権利は、同日からその者が復帰した日の前日まで停止したものとする。

(公團等の役職員に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に日本住宅公團、愛知用水公團、農地開発機械公團、日本道路公團、森林開発公團、原子燃料公社、公营企業金融公團、労働福祉事業団、中小企業信用保険公團又は首都高速道路公團(以下この項において「公團等」という。)に在職する者(公團等に在職することとなつた日の前日において國の職員であつた者に限る。)で、引き続き公團等に在職し、更に引き続いて恩給法第十九条に規定する公務員(以下「公務員」という。)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下「公務員とみなされる者」という。)となつたものとした場合に、次に掲げる法律の規定により当該公團等の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者の在職年月数に通算されること

一 その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受ける恩給

規定により遺族として受ける恩

給

二 その者が施行日前に支払を受けたものとみなしめたものとみ

る。

(公庫等に転出した復帰希望職員に係る恩給に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に

本住宅公團、愛知用水公團、農地

開発機械公團、日本道路公團、森

林開発公團、原子燃料公社、公營

企業金融公團、労働福祉事業団、

中小企業信用保険公團又は首都高

速道路公團(以下この項において

「公團等」という。)に在職する者

(公團等に在職することとなつた日

の前日において國の職員であつた

者に限る。)で、引き続き公團等に

在職し、更に引き続いて恩給法第

十九条に規定する公務員(以下「公

務員」という。)又は同条に規定する

公務員とみなされる者(以下「公

務員とみなされる者」という。)とな

つたものとした場合に、次に掲げ

る法律の規定により当該公團等の

役員又は職員としての在職年月数

を公務員又は公務員とみなされる

者の在職年月数に通算されること

十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

(旧日本医療団職員期間等の算入に伴う経過措置)

第十五条 更新組合員又は再就職者が昭和三十六年九月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、在職年の計算につき次に掲げる規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行

法の規定により、同年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

一 法律第一百五十五号附則第四十項第一号

二 改正後の施行法第九条第二号又は第三号

前条第二項の規定は前項第一号並びに改正後の施行法第二条第一項第十三号及び第七条第一

3 昭和三十六年九月三十日において現に更新組合員又は再就職者につき改正前の法、改正前の施行法、改正後の法又は改正後の施行法の規定により支給されている退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金で、在職年の計算につき法律第一百五十五号附則第四十条第一項第一号又は第二号及び改正後の施行法第二条第一項第十三号の規定を適用するとしたならばこれらはこれらの年金の額が増加することとなるものについては、同年十月分以後これらの規定を適用してその額を改定する。

(旧日本医療団職員期間等の算入に伴う経過措置)

月分以後これらの規定を適用してその額を改定する。

(旧特別調達官職員であつた期間の取扱い等)

第十六条 改正後の施行法第七条第一項第五号の規定の適用を受ける者の同号の規定の改正により組合員期間に算入されることとなつた期間は、施行日以後は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

2 政府は、厚生保険特別会計の年金勘定の積立金のうち、前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日から一年以内に厚生保険特別会計から組合に交付するものとする。

(公務による廃疾年金の額に関する経過措置)

第十七条 昭和三十六年九月三十日以前に給付事由が生じた公務による廃疾年金の同年九月分までの額の算定については、なお従前の例によると、施行日から同年九月三十日までの間に給付事由が生じた公務による廃疾年金で廃疾の程度が二級又は三級である者に係るものの額の算定については、

おいて現に公務による廃疾年金の額に達しない者については、この改定を行わない。

3 昭和三十六年十二月三十一日に退職後に生まれた子が同表備考四口に規定する子とあわせて四人をこえている者については、昭和三十七年一月分以後、同表備考三の規定による加算額(以下次項において「加算額」という。)を同表備考三から五までの規定により算定した額に改定する。

4 昭和三十六年十二月三十一日前に給付事由が生じた公務による廃疾年金の同年十二月分までの加算額の計算については、なお従前の例による。

(債務の保証に関する経過措置)

第十八条 改正後の施行法第五十四条の規定は、施行日以後に消滅する権利に係る債務について適用し、同日前に消滅した権利に係る

条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。)及び同法別表(同表中廃疾の程度一級に対応する金額に係る部分を除くものとし、備考五の改正がなされた額(施行日前に給付事由が生じた公務による廃疾年金で廃疾の程度が二級又は三級である者に係るものにあつては、同表中「一〇、五〇〇〇円」とあるのは「一〇〇、二〇〇円」とあるのは「五九、二〇〇円」として算定した額。)に改定する。ただしこれに規定する者は、改定後も年金額に達しない者については、この改定を行わない。

20 正) 第二十条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改定する。

第十四条及び第四十三条を次のように改める。

(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改定する。

第十二条及び第四十三条 削除

第十二条及び第四十三条を次のように改めることとする。

第十二条(医療金融公庫法の一部改正) 第二十二条(医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十項から第十五項までを削り、以下六項ずつ繰り上げる。

(石炭鉱業合理化事業団の復帰希望役職員等の取扱いに関する経過措置)

第二十二条 この法律の施行の際現に改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法第五十三条の三第一項に規定する復帰希望役職員、改正前の炭鉱離職者臨時措置法第四十二条第一項に規定する復帰希望組合員又は改正前の医療金融公庫法附則第十項に規定する復帰希望役職員に該当する者に対する国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用並びにこれらの者に係る掛

債務については、なお従前の例に

おいて準用する場合を含む。)及び

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のよう改正する。

第五十三条の三から第五十三条の六までを次のよう改める。

第五十三条の三から第五十三条の六まで 削除

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改定)

第六まで 削除

(昭和三十六年四月十八日)

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

(不字及び は衆議院修正)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改定する法律の一部を改定する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改定する法律の一部を改定する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改定する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)の一部を次のように改定する。

第十二条(医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十項から第十五項までを削り、以下六項ずつ繰り上げる。

(石炭鉱業合理化事業団の復帰希望役職員等の取扱いに関する経過措置)

第二十二条 この法律の施行の際現に改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法第五十三条の三第一項に規定する復帰希望役職員、改正前の炭鉱離職者臨時措置法第四十二条第一項に規定する復帰希望組合員又は改正前の医療金融公庫法附則第十項に規定する復帰希望役職員に該当する者に対する国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用並びにこれらの者に係る掛

金及び負担金については、なお従前の例による。

(審査報告書は都合により追録に掲載)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改定する法律の一部を改定する法律案

正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年四月十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

(不字及び は衆議院修正)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改定する法律の一部を改定する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改定する法律の一部を改定する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改定する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)の一部を次のように改定する。

附則第十六項に次のたゞ書を加える。

ただし、昭和三十六年四月一日においてその区域(昭和二十七年十月二日以後昭和三十六年四月一日までの間になされた地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条に規定する境界変更により編入された地域(以下「編入地域」という。)を除く。以下本項において同じ。)に支給地域とされていないかつた地域を含まず、かつ、支給地

域の区分(以下本項において「地域」といふ。)を除く。以下本項において同じ。)に支給地域とされていないかつた地域を含まず、かつ、支給地

**附則第四十三項を附則第四十五項
とし、附則第二十五項から附則第
十二項までを二項ずつ繰り下げ、附
則第二十四項の次に次の二項を加え
る。**

**25 編入地域に所在する官署に勤務
する職員に支給される暫定手当に
係る支給地域の区分については、
昭和三十六年四月一日においてそ
の区域に編入地域が含まれてある
市町村の当該編入地域に近接する
地域の支給地域の区分等を勘案
し、人事院規則の定めるところに
より特例を設けることができる。
職員が昭和三十六年四月一日以
降在勤する地域を異にして異動し**

区分」という。)を異にする地域を含んでる市町村の当該区域のうち昭和三十六年四月一日における地域区分の最も低い地域に在勤する職員及び同日においてその区域に支給地域とされていなかつた地域と支給地域とされていた地域とを含んでる市町村(支給地域とされていた地域の地域区分が一級地のみである市町村を除く)の当該区域のうち同日における支給地域とされていなかつた地域又は地域区分が一級地である地域に在勤する職員には、当該地域の地域区分(当該地域が支給地域とされていなかつた地域である場合は、一級地)より一段階高い地域区分の地域に在勤するものとみなし、当該地域の地域区分に応じ、当分の間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めるところにより支給す。

た場合（職員の在勤する官署の所在地が異動した場合を含む。以下同じ。）において、当該異動の直後に支給されるべき暫定手当の月額（俸給の月額に累動があつた場合においては、当該異動がなかつたものとした場合における暫定手当の月額）が当該異動の直前に支給されていた暫定手当の月額に達しないこととなるときは暫定手当が支給されないこととなるときは、当該職員には、附則第十六項の規定にかかわらず、当該異動の日から六月間、当該異動の直前に在勤していた地域に在勤するものとして同項から前項までの規定を適用した場合に支給されることとなる暫定手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から六月の期間内にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員の暫定手当の支給については、人事院の定めるところによる。

〔二三〕
一般職の職員の給与に関する法律（一部改正）
法律（昭和二十五年法律第九十五号）
の一部を次のようて改正する。
第一条第六号中「附則第二十五項」を「附則第二十七項」に改める。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に
並びに前項〕に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

〔審査報告書は都合により追録に
並びに前項〕に改める。

第三条第二項中「前項」を「第四項」と
「内閣提出案は本院においてこれを
修正議決した。」
「つて国会法第八十三条により送付
する。」
昭和三十六年四月二十日
衆議院議長 潤野鶴平殿
参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)
国家公務員等退職手当法の一部を
改正する法律案
国家公務員等退職手当法の一部を
を改正する法律案
国家公務員等退職手当法の一部を
改正する法律案
附則第七項中「第七条」の下に「又
は同条及び第七条の二第一項若しく
は附則第九項」を加える。
附則第九項以下を二項ずつ繰り下
げ、附則第八項の次に次の二項を加
える。

昭和二十年八月十五日において
外地の官署に所属する職員であつ
た者、同日において外国政府に使
用される者であつた者（職員又は

地方公務員として在職した後引き続いたてて当該使用される者となつたものに限る。)その他の政令で定める者で同日において本邦外にあつたもののうち、昭和二十八年八月一日以後においてその本邦に帰還した日から政令で定める期間内に再び職員となつたもの又は同年八月一日以後において当該期間内に地方公務員となり、引き続き地方公務員として在職した後引き続いて再び職員となつたものの勤続期間(附則第四項に規定する勤続期間に該当するものを除く。)については、政令別段の定めをすることができる。

昭和三十六年六月八日 参議院会議録第三十七号 原子力損害の賠償に関する法律案外一件

第二節 原子力損害賠償責任保険契約

(原子力損害賠償責任保険契約)
第八条 原子力損害賠償責任保険契約(以下「責任保険契約」という。)

は、第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、一定の事由による原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約定し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約とする。

2 据置契約に関する事項は、別に

法律で定める。

第十二条 第九条の規定は、据置契約に基づく据置金について準用する。

第四節 供託

(供託)

第十三条 第九条の規定は、供託は、原子力事業者の主たる事務所のよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は総理府令で定める有価証券によりするものとする。

(供託物の返付)

第十四条 原子力事業者は、被保険者に対する損害賠償額について、自己が支払つた限度又は被害者の承諾があつた限度においてのみ、保険者に対して保険金の支払を請求することができる。

3 責任保険契約の保険金請求権は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被害者が損害賠償請求権に関し差し押える場合は、この限りでない。

(原子力損害賠償補償契約)
第三節 原子力損害賠償補償契約
第一条 原子力損害賠償補償契約(以下「補償契約」という。)は、第百八十四号)に基づき責任保険を営むことができる者に限る。以下同じ。)

一 原子力損害を賠償したとき。

二 供託に代えて他の損害賠償措置を講じたとき。

三 原子炉の運転等をやめたとき。

(原子力損害賠償紛争審査会)
第十八条 科学技術庁に附屬機関として、原子力損害の賠償に関する法律案外一件

第二十条 第十一条第一項及び第十六条第一項の規定は、昭和四十六年十二月三十一日までに第二条第一項の規定の適用

(国に対する適用除外)
第二十三条 第三章、第十六条及び次章の規定は、國に適用しない。

2 科学技術庁長官は、前項第二号又は第三号に掲げる場合において承認するときは、原子力損害の賠償の履行を確保するため必要と認められる限度において、取りもどすことができる時期及び取りもどすことができる金額又は有価証券の額を指定して承認することができる。

2 審査会は、次の各号に掲げる事務を処理する。
一 原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行なうこと。

二 前号に掲げる事務を行なうた

め必要な原子力損害の調査及び評価を行なうこと。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに和解の仲介の申立及びその処理の手続に

関し必要な事項は、政令で定めること。

2 前項の規定により職員が立ち入り、その者の帳簿、書類その他の

事務所若しくは工場若しくは事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船組)に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の

事務所若しくは工場若しくは事業所に質問させることができる。

又はその職員に、原子力事業者の

事務所若しくは工場若しくは事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船組)に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の

事務所若しくは工場若しくは事業所に質問させこができる。

第七章 諒則

第二十四条 第六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十一項第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十二条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第二十二条第一項の規定によることに反して陳述をした者

四 第二十二条第一項の規定によることに反して陳述をした者

五 第二十二条第一項の規定によることに反して陳述をした者

金刑を科する。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置) 第二条 この法律の施行の際現に規制法第二十三条第一項の許可を受けている者（同法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とななされている者を含む。）について

は、この法律の施行の日から三月間は、第六条の規定は、適用せず、かつ、この法律の規定による

規制法（昭和三十六年法律第百三十三条第二項第九号）第六条の規定に違反したとき。

第二十三条第一項第四号中「核燃料物質、核燃料物質によつて汚

染された物」を「核燃料物質（使用

済燃料を含む。以下同じ。）、核燃料物質によつて汚染された物（原子弹分裂生成物を含む。以下同じ。）に改め、同項第五号を削る。

第二十六条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第二十七条第一項中「第五号並びに」を削る。

第二十八条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」と改め、同項第五号を削る。

第二十九条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第三十条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第三十一条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第三十二条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第三十三条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第三十四条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第三十五条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第三十六条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第三十七条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第三十八条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第三十九条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第四十条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第四十一条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第四十二条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

第四十三条第一項中「第八号又は第九号」を「又は第八号」に改める。

審査報告書

原子力損害賠償補償契約に関する法律案

原子力損害賠償補償契約に関する法律

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年六月一日

商工委員長 織田 亨弘
参議院議長 松野 幸平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき、責任保険契約のみによつてはらめることのできない原子力損害を補するため、政府と原子力事業者との間で締結する原子力損害賠償補償契約に関し必要な事項を定めようとするものであつて、おむね妥当な措置と認めた。

二、費用

本法施行のため特に費用を要しないが、昭和三十六年度一般会計予算中予算総額に、昭和三十六年度において政府が締結し得る補償契約の金額の限度を二十億円とする旨規定されている。

（原子力損害賠償補償契約）

第一条 政府は、原子力事業者を相手として、賠償法第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約によつてはらめることのできない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約を締結すること

ができる。

法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月十八日

衆議院議長 清瀬 一郎

原子力損害賠償補償契約に関する法律案

原子力損害賠償補償契約に関する法律

第一条 この法律において「原子炉の運転等」とは、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいい、「原子力損害」とは、賠償法第二条第二項に規定する原子炉の運転等をいい、「賠償法」といいう。）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいい、「原子力損害」とは、賠償法第二条第二項に規定する原子炉の運転等をいい、「賠償法」とは、賠償法第二条第一項に規定する賠償措置をいい、「損害賠償措置」とは、賠償法第六条に規定する損害賠償措置をいい、「賠償措置」とは、賠償法第三条第一項に規定する賠償措置をいい、「賠償措置額」とは、賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額をいい、「責任保険契約」とは、賠償法第六条に規定する損害賠償措置をいい、「賠償法」とは、賠償法第八条に規定する責任保険契約をいう。

第二条 政府は、原子力事業者を相手として、賠償法第三条の規定による原子力事業者の損害賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約によつてはらめることのできない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約を締結すること

ができる。

第三条 政府が前条の契約（以下「補償契約」という。）により補償する損失は、次の各号に掲げる原子力

損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失(以下「補償損失」といふ。)とする。

一 地震又は噴火によつて生じた原子力損害

二 正常運転(政令で定める状態において行なわれる原子炉の運転等をいふ。)によつて生じた原子力損害

三 その発生の原因となつた事実に因する限り責任保険契約によつてうめることができる原子力損害

四 その発生の原因となつた事実を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかつたもの(当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかつたことについてやむをえない理由がある場合に限る。)

五 前三号に掲げるものの以外の原子力損害であつて政令で定めるもの

官報(号外)

第六条 補償料の額は、一年当たり、補償契約金額に補償損失の発生の見込み、補償契約に関する国務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額とする。(補償料)

第七条 政府が補償契約により補償する金額は、当該補償契約の期間内における原子炉の運転等により与えた原子力損害に係る補償損失について補償契約金額までとす。

2 政府が補償損失を補償する場合において、当該補償に係る原子力損害と同一の原因によつて発生した原子力損害について責任保険契約によつてうめられる金額があるときは、当該補償損失について補償契約により支払う補償金の額の合計額は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置の賠償措置額に相当する金額(損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結により原子力損害の賠償に充てることができるもの)とする。

第八条 補償契約に係る契約金額(以下「補償契約金額」といふ。)は、当該補償契約の締結が含まれる損害賠償措置額に相当する金額(損害賠償措置に責任保険契約及び補償契約の締結により原子力損害の賠償に充てることができるもの)とする。

(補償契約金額)

第九条 政府は、補償契約により補償契約金額と同一の原因によつて発生した原子力損害であつて政令で定めるもの

第十一条 補償金の支払を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(代位等)

(補償契約金額)

第十二条 政府は、補償契約により

第十三条 政府は、次の各号に掲げ

(補償契約の期間)

第五条 補償契約の期間は、その締結の時から当該補償契約に係る原子炉の運転等をやめる時までとする。

(補償契約の締結の限度)

第八条 政府は、一会计年度内に締結する補償契約に係る補償契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

(通知)

第九条 原子力事業者は、補償契約の締結に際し、政令で定めるとともにより、原子炉の運転等に関する重要な事実を政府に対し通知しなければならない。通知した事実に変更を生じたときは、同様とする。

三 第九条の規定による通知を怠つたとき。

二 補償料の納付を怠つたとき。

三 第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)

第三十五条又は第四十八条(同法第五十一条において準用する場合を含む。)の規定により講ずべき保安のために必要な措置を講ずることを怠つたとき。

五 補償契約の条項で政令で定めた事項に基づく原子力損害の発生する事項に該当するものに違反したとき。

六 補償契約の解除

第六条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が当該補償契約の締結を含む損害賠償措置以外の損害賠償措置を講じた場合においては、当該補償契約の解除の申込みに応ずることができ、又は当該補償契約を解除することができたときは、補償した金額を限度として当該権利を取得する。原子力事業者が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、その支払を受けた金額の限度で、補償の義務を免れる。

七 補償金の返還

第十七条 この法律に規定する政府の業務は、科学技術庁長官が管掌する。

二 科学技術庁長官は、第十五条の規定による補償契約の解除について、あらかじめ、発電の用に供する原子炉(原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第十四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。)に係るものにあつては通

商産業大臣、船舶に設置する原子

炉に係るものにあつては運輸大臣の意見をきかなければならぬ。

附則

この法律は、原子力損害の賠償に関する法律の施行の日から施行する。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月三十日

衆議院議長 清瀬 一郎

(小字及び
—は衆議院修正)

割賦販売法案
割賦販売法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 割賦販売

第一節 総則(第三条・第八条)

第二節 割賦販売の標準条件

(第九条・第十条)

第三節 前払式割賦販売(第十一条・第十二条)

第三章 割賦購入あつせん(第三十一条・第三十五条)

第四章 割賦販売審議会(第三十六条・第四十二条)

第五章 罰則(第四十三条・第四十四条)

第六章 罰則(第四十五条・第十六条)

第七章 罰則(第四十六条・第十七条)

附則

第一章 総則 (目的)及び適用上の配慮

第一条 この法律は、割賦販売及び割賦購入あつせんに係る取引を公正にして、その健全な発達を図ることにより、商品の流通を円滑にし、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律の適用にあつては、割賦販売を行なう中小商業者の事業の安定及び振興に留意しなければならない。(定義)

第二条 この法律において「割賦販売」とは、購入者から代金を二月以上期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領すること(購入者をして販売業者の指定する銀行その他預金の受入れを業とする者に対し、二月以上の期間にわたり三回以上預金させた後、その預金のうちから代金を受領することを含む。)を条件として指定商品を販売することをいう。

3 この法律において「指定商品」とは、耐久性を有し、かつ、定型的な条件で販売するのに適する商品であつて政令で定めるものを行う。

4 この法律において「割賦購入あつせん」とは、それと引換えに特定の販売業者が商品を購入することができる証票をこれにより商品を購入しようとする者(以下この項において「利用者」という。)に交付し、当該利用者がその証票と引換えに特定の販売業者からその商品を購入したときは、当該利用者からその証票に表示されて

いる金額を二月以上の期間にわたる、かつ、三回以上に分割して受領し、当該販売業者に当該商品の代金に相当する金額を交付することをいう。

六 所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容は、その額

(契約の解除等の制限)は、その内容は、その額

第五条 割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売の契約(購入者のために商行為となる契約を除く。)について

第二章 割賦販売
第一节 総則

第三条 割賦販売を業とする者(以下「割賦販売業者」という。)は、割賦販売を行なう指定商品について

次の事項を顧客の見やすい方法により明示しなければならない。

一 現金販売価格(商品の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合の価格をいう。以下同じ。)

二 割賦販売価格(割賦販売の方

法により販売する場合の価格をいう。以下同じ。)

三 割賦販売に係る代金の支払

(その支払に充てるための預金の預入れを含む。以下同じ。)の

期間及び回数

四 第十一条に規定する前払式割

賦販売の場合には、商品の引渡

時期

(書面の交付)

第五条 割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売の契約が解除され

た場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおい

ても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額をこえる額の金銭の支払を購入者に対して請求することができない。

一 割賦販売価格

二 賦払金(割賦販売に係る各回ごとの代金の支払分をいう。以下同じ。)の額

三 賦払金の支払の時期及び方法

四 商品の引渡時期

五 契約の解除に関する事項

常の使用料の額をこえるとき

は、その額)

二 当該商品が返還されない場

合 当該商品の割賦販売に係る

価格に相

当する額

第七条 割賦販売の方法により販売された指定商品の所有権は、賦払金の全部の支払の義務が履行される時までは、割賦販売業者に留保されたものと推定する。

(所有権に関する推定)

第八条 割賦販売の方法により販

賣については、適用しない。

一 指定商品又はこれを部品若し

くは附属品とする商品を販売す

ることを業とする者に対して行なう当該指定商品の割賦販売

二 輸出取引たる割賦販売

三 国又は地方公共団体が行なう割賦販売

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行なう割賦販

売(当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させる

ことができる場合は、これら

の者に対して行なう割賦販売を含む。)

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会

及び中央会

ロ 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第九十八

条第二項又は地方公務員法

(昭和二十五年法律第二百六 十一号)第五十五条の四	
ハ 労働組合	五 事業者がその従業者に対して行なう割賦販売
六 無尽業法(昭和六年法律第四 十二号)第一条に規定する無尽業	六 無尽業法(昭和六年法律第四 十二号)第一条に規定する無尽業
に該当する割賦販売	に該当する割賦販売
第一節 割賦販売の標準条件	第二節 割賦販売の標準条件

第九条 (標準条件の公示)	第九条 (標準条件の公示)
主務大臣は、割賦販売(第 一条に規定する前払式割賦販売 を除く。以下次条において同じ)を除く。以 て、その健全な発達を図るため必要があるときは、指定商品ごとに、割賦販売価格に対する第 一回の賦払金の額の標準となるべき割合及び割賦販売に係る代金の支払の標準となるべき期間を定めようとするときは、公認会を開き、広く一般の意見をきかなければならぬ。	主務大臣は、前項の割合及び期 間を定めようとするときは、公認
(勧告)	(勧告)
第十条 主務大臣は、割賦販売業者 が前条第一項の規定により告示し た割合より著しく低い第一回の賦 払金の額の割賦販売価格に対する 割合又は同項の規定により告示し た期間より著しく長い代金の支払 の期間によつて指定商品の割賦販 売を行なつてゐるため、当該商品の 割賦販売の健全な発達に著しい 支障が生じ、又は生ずるおそれがあ ると認めるときは、当該割賦販 売者に対し、その割合を引き上	第十条 主務大臣は、割賦販売業者 が前条第一項の規定により告示し た割合より著しく低い第一回の賦 払金の額の割賦販売価格に対する 割合又は同項の規定により告示し た期間より著しく長い代金の支払 の期間によつて指定商品の割賦販 売を行なつてゐるため、当該商品の 割賦販売の健全な発達に著しい 支障が生じ、又は生ずるおそれがあ ると認めるときは、当該割賦販 売者に対し、その割合を引き上

第十二条 (登録の申請)	第十三条 (手数料)
申請書を提出した場合には、そ の申請につき登録又は登録拒否 の処分があるまでの間を含む。)當 該商品を販売するとき。	前項の申請による登録の申請 があつたときは、次条第一項の規 定により登録を拒否する場合を除 くほか、第十二条第一項各号に掲 げる事項及び登録年月日を前払式 割賦販売業者登録簿に登録しなけ ればならない。
(登録の拒否)	(登録の拒否)
第十五条 (登録の拒否)	第十六条 (登録の拒否)
申請書を提出した後にお いて、その期間の末日までに締 結した同号の指定商品の前払式 割賦販売の契約に基づく取引を 結了する目的の範囲内で営む場 合	登録割賦販売業者は、營業保 証金を供託したときは、供託物受入 の記載のある供託書の写しを添 附して、その旨を通商産業大臣に 届け出なければならない。

第十七条 (登録の拒否)	第十八条 (登録の拒否)
申請書若しくはその添附書 類のうち重要な事項について虚 偽の記載があり、若しくは重要な 事実の記載が欠けているときは、 その登録を拒否しなければなら ない。	前項第三号の資産の合計額及び 負債の合計額は、政令で定める ところにより計算しなければなら ない。
(登録の拒否)	(登録の拒否)
第十九条 (登録の拒否)	第二十条 (登録の拒否)
申請書若しくはその添附書 類のうち重要な事項について虚 偽の記載があり、若しくは重要な 事実の記載が欠けているときは、 その登録を拒否しなければなら ない。	前項第三号の資産の合計額及び 負債の合計額は、政令で定める ところにより計算しなければなら ない。

第二十一条 (登録の拒否)	第二十二条 (登録の拒否)
申請書若しくはその添附書 類のうち重要な事項について虚 偽の記載があり、若しくは重要な 事実の記載が欠けているときは、 その登録を拒否しなければなら ない。	前項の營業保証金は、通商産業 省令で定めるところにより、国債 証券、地方債証券その他の通商産業 省令で定める有価証券をもつて、 これに充てることができる。
(登録の拒否)	(登録の拒否)
第二十三条 (登録の拒否)	第二十四条 (登録の拒否)
申請書を提出した場合には、そ の申請につき登録又は登録拒否 の処分があるまでの間を含む。)當 該商品を販売するとき。	前項の規定による登録の申請 があつたときは、次条第一項の規 定により登録を拒否する場合を除 くほか、第十二条第一項各号に掲 げる事項及び登録年月日を前払式 割賦販売業者登録簿に登録しなけ ればならない。

第二十条 通商産業大臣は、登録販売業者が第十五条第一項第三号の規定に該当することとなつた場合において、購入者の保護のため必要があると認めるときは、当該登録販売業者に対し、前払式割賦販売の契約を締結してはならない旨を命ずることができ。する。

第十九条 登録取扱販売業者は、第十二条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、その変更に係る事項を記載した変更登録の申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

第十八条 登録割賦販売業者は、営業の開始後新たに営業所又は代理店を設置したときは、当該営業所又は代理店につき前条第一項に規定する割合による金額の営業保証金を供託しなければならない。ただし、その者が供託する営業保証金の総額が五十万円をこえることとなるときは、その超過分については、この限りでない。

第二十一条 第十六条及び前条第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

卷之三

第二十三条 通商産業大臣は、登録割賦販売業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消さなければならぬ。

一 第十五条第一項第二号、第五号又は第六号の規定に該当する」ととなつたとある。

二 第二十一条第一項の規定による命令があつた場合において、その命令の日から六月以内に同

第二十二条 登録害獣販賣業者は前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、營業保証金が第十七条第一項に規定する額に不足することとなつたときは、その不足額を供託しなければならない。

二

第十六条 第二項及び第十七条第一項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

の登録割賦販売業者が六月以内にその命令の要件に該当しなくなつたときは、その命令を取り消さなければならない。
(營業保証金の還付)
第二十一条 登録割賦販売業者と輸出式割賦販売の契約を締結した者は、その契約によつて生じた債権権利に關し、当該登録割賦販売業者が供託した營業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する。
前項の権利の実行に關し必要な事項は、法務省令、通商産業省令で定める。

し、若しくは同条第二項の規定によりこれを取り消したとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(登録の消除の申請)

第二十五条 登録割賦販売業者が次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号

三 前条第一項の規定による供託をしないときは。
（処分の公示）
第二十四条 通商産業大臣は、第二十条第一項の規定による命令を

条第二項の規定による取消しが
されないとき。

三 第二十条第一項の規定による
命令に違反したとき。

四 不正の手段により第十四条第一項の規定による登録を受けたとき。

五 通商産業大臣は、登録割賦販売業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第十六条第三項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して営業を開始したとき。

二 第十九条第一項の規定による

(号の規定により登録を消除した場合に準用する。)
(契約の解除)
第二十七条 登録割賦販売業者が第二十三条第一項の規定による命令を受け、第二十三条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は前条第一項第二号若しくは第三号の規定により登録を消除されたときは、当該登録割賦販売業者と前払式割賦販売の契約を

二 前号の規定による申請があつたとき。

三 前号に該当する場合のほか、
前条各号の一に掲げる場合に該
当する事実が判明したとき。

一 第二十三条第一項又は第二項
の規定により登録を取り消した
とき。

に掲げる者は、その日から三十日以内に、通商産業大臣に登録の消除の申請をしなければならない。
一 前払式割賦販売の営業を廃止した場合 その法人を代表する役員
二 合併により解散した場合 その法人を代表する役員であつた者
三 破産により解散した場合 その破産管財人
四 合併又は破産以外の理由により解散した場合 その清算人
(登録の消除)

証金を取り戻すことができる。登録販賣業者が一部の営業所又は代理店を廃止した場合において、営業保証金の額が第十七条第一項に規定する額をこえることとなつたときにおけるその超過額についても、同様とする。

前項の営業保証金の取戻しは、当該営業保証金につき第二十一条第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に申し

（営業保証金の取戻し）
第二十九条 第二十六条第一項の規定による登録の消除があつたときは、登録割賦販売業者であつた者は、その承継人（前条の規定によつて登録割賦販売業者とみなされる者を除く。）は、当該登録割賦販売業者であつて（其が民法上に存在するときは）

締結している者でその契約に係る商品の引渡しを受けていないものには、その契約を解除することができる。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。
(登録の取消し等に伴う取引の結果了)

第二十八条 登録割賦販売業者が第二十三条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は第二十六条第一項第二号若しくは第三号の規定により登録を消除されたときは、当該登録割賦販売業者であつた者又はその一般承認者は、当該登録割賦販売業者が継続して営業するにあつては、

出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、することができない。ただし、営業保証金を取り戻すことができる理由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の公告その他営業保証金の取戻しに關する必要な事項は、法務省令、通商産業省令で定める。

(証票の譲受け等の禁止)

第三十条 何人も、業として、第二条第三項の証票（以下単に「証票」といふ。）を譲り受け、又は資金の融通に關して証票の提供を受けてはならない。

（割賦購入あつせん業者の登録）

第三十一条 割賦購入あつせんは、通商産業省に備える割賦購入あつせん業者登録簿に登録を受けた法人（以下「登録割賦購入あつせん業者」といふ。）でなければ業として營んではならない。ただし、第八条第四号の団体については、この限りでない。

（登録の申請）

第三十二条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

1 名称

2 本店その他の営業所の名称及び所在地

3 資本又は出資の額及び役員の

（準用規定）

第三十三条 第十二条第二項、第十一条から第十九条まで、第二十一

条及び第二十九条の規定は、割賦購入あつせんを業として営む場合に準用する。この場合において、第十五条第一項第二号中「購入者」とあり、又は第二十一条第一項中「前払式割賦販売の契約を締結した者」とあるのは「割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者」と、第十七条第一項及び第十八条第一項中「営業所又は代理店」とあるのは「営業所」と、第二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二十四条中「第二十条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、第二十八条中「締結した前払式割賦販売の契約に基づく取引」とあるのは「交付した証票に係る取引」と読み替えるものとする。

（証票の交付の禁止）

第三十四条 通商産業大臣は、登録割賦購入あつせん業者が前条において準用する第十五条第一項第三号の規定に該当することとなつた場合において、当該登録割賦購入あつせん業者と割賦購入あつせん業者に係る契約を締結した販売業者の保護のため必要があると認めるときは、当該登録割賦購入あつせん業者に対し、証票を交付してはならない旨を命ずることができる。

（登録の申請）

第三十五条 登録割賦購入あつせん業者が前条第一項の規定による命令を受け、第三十三条において準

用する第二十三条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は第三十三条において準用する第二十六条第一項第二号若しくは第三号の規定により登録をとおり、又は第二十一条第一項中

「前払式割賦販売の契約を締結した者」とあるのは「割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者」と、第十七条第一項及び第十八条第一項中「営業所又は代理店」とあるのは「営業所」と、第二十三条第一項第二号及び第三号並びに第二十四条中「第二十条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」とあるのは「営業所」と、第二十八条中「締結した前払式割賦販売の契約に基づく取引」とあるのは「交付した証票に係る取引」と読み替えるものとする。

(報告の微取)

第三十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、割賦販売業者に対し、その営業に関し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、割賦購入あつせんを業として営む者に対し、その営業に関し報告をさせることができる。

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に對し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係るときは、当該処分に係る者をして上、公開による聴聞を行なわなければならない。

九一二
する場合を含む。)又は第三十四条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者をして上、公開による聴聞を行なわなければならない。

3 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係る者をして上、公開による聴聞を行なわなければならない。

(権限の委任)

第四十一条 この法律により主務大臣又は通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行なわせることができる。

第六章 罰則

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

第五十条 第十一条の規定に違反して前払式割賦販売を業として営んだ者

第五十一条 第三十条の規定に違反して、前払式割賦販売を業として営んだ者

第五十二条 第三十一条の規定に違反して、前払式割賦購入あつせん業として営業として、証票を譲り受け、又は資金の融通に関する証票の提供を受けた者

第五十三条 第三十二条の規定に違反して、前払式割賦購入あつせん業として営業とした者

第五十四条 第三十三条第一項の規定による命令に違反したとき。

第五十五条 第三十四条第一項の規定による命令に違反したとき。

第五十六条 第三十五条(第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して登録の消除を申請しなかつた者は、一万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第二十条第一項の規定による命令に違反したとき。

第五十八条 第三十四条第一項の規定による命令に違反したとき。

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。登録割賦販売業者又は登録割賦購入あつせん業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

第六十条 第十九条第一項(第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して前払式割賦販売を業として営業を開始したとき。

第六十一条 第十九条第一項(第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して前払式割賦購入あつせん業として営業を開始したとき。

一 第十六条第三項(第十八条第一項において準用する場合を含む。)又は第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して前払式割賦販売又は割賦購入あつせん業を開始したとき。

二 第十九条第一項(第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して変更登録の申請書を提出しなかつたとき。

三 第十九条第一項(第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して前払式割賦販売の契約については、適用了しない。

四 第十九条第一項(第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して前払式割賦販売の契約については、適用了しない。

五 第十九条第一項(第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して前払式割賦販売の契約については、適用了しない。

六 第十九条第一項(第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して前払式割賦販売の契約については、適用了しない。

て政令で定める日から施行する。
ただし、第四章の規定は、公布の日から、第三十条の規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過規定)
第五条及び第六条の規定は、この法律の適用を受ける前に締結した割賦販売の契約については、適用了しない。

第二十五条第一項の表中

百貨店審議会

百貨店の事業活動の調整に関する重要な事項を調査審議すること。

百貨店審議会

百貨店の事業活動の調整に関する重要な事項を調査審議すること。

割賦販売審議会

割賦販売及び割賦購入あつせんに関する重要な事項を調査審議すること。

改める。

〔細木亨弘君登壇、拍手〕

○細木亨弘君登壇、拍手

昭和三十六年五月十九日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条「し、体不自由児施設」の下に、「情緒障害児短期治療施設」を加える。

第七条「し、体不自由児施設」の下に、「情緒障害児短期治療施設」を加え、同条第二項の規定は、前項の規定による訪問指導に準用す

くは幼児に対して、健康診査を行なうものとする。

都道府県知事は、前項の規定による健康診査の結果必要があると認めるときは、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児の保護者に対しても、児童相談所、福祉事務所等の指導を受けることを奨励しなければならない。

第二十一条第二項中「保健所又は」を「保健所」に、「保健指導を受けたときは」を「保健指導を受けたとき」に、「保健指導を受けたときは」を「保健指導を受けたとき」に改め、同項中第三号を第四号とし、第一号の次に二号を加える。

第五十一条第二項第一号中「第十

第二十二条の十六第一項中「骨關節結核」の下に「その他の結核」を加え、同条第二項第二号中「學習」の下に「及び療養生活」を加える。

第二十七条第一項第二号中「し、体不自由児施設」の下に「情緒障害児短期治療施設」を加える。

第二十八条第一項中「又は著しく児の保護者」を「乳児若しくは幼児の保護者」に、「乳児又は幼児の保健指導を受けたとき」を「乳児若しくは幼児の保健指導を受けたとき」に改め、同条を第二十条の二とし、同条の次に次の二号を加える。

第二十九条の二第一項の健康診査に要する費用

第五十二条中「第五十条第五号及

第二十九条の二第一項第一号及び第二項第二号」を「第五十条第四号の二及び前条第二項第二号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第一号の次に二号を加える。

第五十五条第二項第一号から第三号及び第二号」を「前項第一号から第三号まで」に改める。

第五十六条第一項中「第二項第三

第二十一条 保健所長は、その管轄する区域内に現在地を有する新生児（出生後二十八日を経過しない乳児をいふ。以下同じ。）について、育児上必要があると認めるときは、医師、保健婦、助産婦又はその他の職員をして、その新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行なわせるものとする。ただし、当該新生児について第二十一年、期日又は期間を指定し、満三歳をこえ満四歳に達しない児童に対する方法及び技術的基準による健康診査を行なわなければならない。

第五十七条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第五十八条の二 都道府県知事は、毎年、期日又は期間を指定し、満三歳をこえ満四歳に達しない児童に対する方法及び技術的基準による健康診査を行なわなければならない。

第五十九条の二 都道府県知事は、毎年、期日又は期間を指定し、満三歳をこえ満四歳に達しない児童に対する方法及び技術的基準による健康診査を行なわなければならない。

生児でなくなつた後においても、継続することができる。

第二十二条の三に次の二項を加える。

第二十二条の二第一項の健

号の次に次の二号を加え、同条第七号中「し、体不自由児施設」の下に「情

障害児短期治療施設」を加える。

四の二 第十九条の二第一項の健

五十一条第二項第一号中「第十

五十二条第一項第二号中「骨關

第二十九条の二第一項の健

3 社会福祉事業法（昭和二十六年四月一日施行）の一部を次のよ

うに改正する。

第二条第二項第二号中「し、体不

自由児施設」の下に「、情緒障害児短期治療施設」を加える。

（補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正）

九号）の一部を次のように改正す

る。

（補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正）

九号）の一部を次のように改正す

る。

（補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正）

○議長（松野鶴平君） 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたしました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十五、スポーツ振興法案(衆議院提出)、日程第十六、オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案、

日程第十七、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(いすれも内閣提出、衆議院送付)、

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長平林剛君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十六年五月十八日
衆議院議長 清瀬 一郎

〔スポーツ振興法案〕
参議院議長松野鶴平殿
スポーツ振興法

目次
第一章 総則(第一条~第四条)
第二章 スポーツの振興のための措置(第五条~第十七条)
第三章 スポーツ振興審議会及び体育指導委員(第十八条~第二十条)
第四章 国の補助等(第二十一条~第二十三条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。

2 この法律の運用に当たつては、スポーツをすることを国民に強制し、又はスポーツを前項の目的以外の目的のために利用することがあつてはならない。

3 都道府県及び市(特別区を含む以下同じ)町村の教育委員会は、前項の基本的計画を参考しやすくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。

4 都道府県及びスポーツ振興審議会が置かれている市町村の教育委員会は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、スポーツ振興審議会の意見をきかなければならぬ。

5 第二章 スポーツの振興のための措置

(スポーツの日)

第五条 国民の間にひろくスポーツについての理解と関心を深めるとともに積極的にスポーツをする意欲を高揚するため、スポーツの日を設ける。

6 スポーツの日は、十月の第一土曜日とする。

7 国及び地方公共団体は、スポーツの日の趣旨にふさわしい事業を実施するとともに、この日において、ひろく国民があらゆる地域及び職域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツをすることができるような行事が実施されるよう、必要な措置を講じ、及び援助を行うなどものとする。

8 (計画の策定)

この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。

9 (計画の策定)

文部大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。

2 文部大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ、保健体育審議会の意見をきかなければならない。

3 なればならない。

4 第二章 国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

5 国は、国民体育大会の円滑な運営に資するため、財團法人日本体育協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行なうものとする。

6 (スポーツ行事の実施及び奨励)

7 地方公共団体は、ひろく住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、運動能力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努め、かつ、団体その他の者がこれらの行事を実施するよう奨励しなければならない。

8 (施設の整備)

9 第十二条 国及び地方公共団体は、体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)が政令で定める基準に達するよう、その整備に努めなければならない。

10 (学校施設の利用)

11 第十三条 国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

12 (施設の整備)

13 第十四条 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、当該学校の施設(設備を含む。)の補修等に因し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

14 (スポーツの水準の向上のための措置)

15 第十五条 国及び地方公共団体は、わが国のスポーツの水準を国際的に高いものにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

16 (指導者の充実)

17 第十六条 国及び地方公共団体は、

18 (野外活動の普及奨励)

19 第十七条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達のため行なわれる徒歩旅行、自転車旅行、キャンプ場の開設その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

20 (頸彰)

21 第十八条 国及び地方公共団体は、

22 (頸彰)

23 第十九条 国及び地方公共団体は、

24 (頸彰)

25 第二十条 国及び地方公共団体は、

26 (頸彰)

27 第二十二条 国及び地方公共団体は、

28 (頸彰)

29 第二十三条 国及び地方公共団体は、

30 (頸彰)

31 第二十四条 国及び地方公共団体は、

32 (頸彰)

33 第二十五条 国及び地方公共団体は、

34 (頸彰)

35 第二十六条 国及び地方公共団体は、

36 (頸彰)

37 第二十七条 国及び地方公共団体は、

38 (頸彰)

39 第二十八条 国及び地方公共団体は、

40 (頸彰)

及びスポーツの振興に寄与した者
の顕彰に努めなければならない。

(スポーツ事故の防止)

第十六条 国及び地方公共団体は、
登山事故、水泳事故その他のス
ポーツ事故を防止するため、施設
の整備、指導者の養成、事故防止
に関する知識の普及その他の必要
な措置を講ずるよう努めなければ
ならない。

(科学的研究の促進)

第十七条 国は、医学、生理学、心
理学、力学その他の諸科学を総合
して、スポーツに関する実際的、
基礎的研究を促進するよう努める
ものとする。

第二章 スポーツ振興審議会

2 市町村に、スポーツ振興審議会
及び体育指導委員会

(スポーツ振興審議会)

第十八条 都道府県に、スポーツ振
興審議会を置く。

3 スポーツ振興審議会は、第四条
第一項に規定するもののほか、都
道府県の教育委員会若しくは知事
を置くことができる。4 スポーツ振興審議会は、第四条
第一項に規定するもののほか、都
道府県の教育委員会若しくは市
又は市町村の教育委員会の請願に
応じて、スポーツの振興に関する
重要事項について調査審議し、及
びこれらの事項に関する議論をして、
その一部の教育委員会若しくは市
町村の教育委員会に建議する。5 スポーツ振興審議会の委員は、
その他の行政機関の職員のある
者及び関係行政機関の職員の中か
ら、教育委員会が任命する。この
場合において、都道府県の教育委
員会は知事の、市町村の教育委員
会はその長の意見をきかなければ
ならない。

4 スポーツ振興審議会に関する
学識経験のある者及び関係行政
機関の職員の中から、教育委員会
が任命する。この場合において、
都道府県の教育委員会は知事の、
市町村の教育委員会はその長の意
見をきかなければならぬ。

一 地方公共団体の設置する学校
の利用に供するための体育館、
水泳プールその他の政令で定
めた施設の整備に要する
経費

三分の一

5 第一項から前項までに定めるも
ののほか、スポーツ振興審議会の
委員の定数、任期その他スポーツ
振興審議会に関し必要な事項につ
いては、条例で定める。

（体育指導委員）
第十九条 市町村の教育委員会に、
体育指導委員を置く。

2 体育指導委員は、教育委員会規
則の定めるところにより、当該市
町村におけるスポーツの振興のた
め、住民に対し、スポーツの実
技の指導その他スポーツに関する
指導、助言を行なうものとする。

3 体育指導委員は、社会的信望が
あり、スポーツに関する深い関心
と理解をもち、及びその職務を行
なうのに必要な熱意と能力をもつ
者の中から、教育委員会が任命す
る。

4 体育指導委員は、非常勤とす
る。

（第四章 国の補助等）
第二十条 国は、地方公共団体に対
し、予算の範囲内において、政令
で定めるところにより、次の各号
に掲げる経費について、その一部
を補助する。この場合において、
国が補助する割合は、それぞれ當
該各号に掲げる割合によるものと
する。

（国の補助）

第二十一条 国は、市町村に、
その他のスポーツの振興のため
に地方公共団体が行なう事業に
要する経費であつて特に必要と
認められるもの

（第二章 国の補助等）
第二十二条 国は、学校法人に対し、
その設置する学校のスポーツ施設の
整備に要する経費について、予算の範
囲内において、その一部を補助す
ることができる。この場合において
は、私立学校法（昭和二十四年
法律第二百七十号）第五十九条第
二項から第六項までの規定の適用
があるものとする。

4 国は、スポーツ振興審議会は、
法律第二百七十号）第五十九条第
二項から第六項までの規定の適用
があるものとする。
（施行期日）
附則

1 この法律中第四条第四項及び第
十八条规定、第二十三条规定

二 地方公共団体の設置する一般
の利用に供するための体育館、
水泳プールその他の政令で定め
るスポーツ施設の整備に要する
経費

三分の一
（体育指導委員の設置に関する經
費）
三 都道府県が行なうスポーツの
指導者の養成及びその資質の向
上のための講習に要する経費
（他の法律との関係）
第二十一条 前条第一項から第三項
までの規定は、他の法律の規定に
基づき國が負担し、又は補助する
経費については、適用しない。

2 第十九条の規定の施行の際、現
に同条第二項に規定するような職
務を行なう者として市町村に置か
れている者は、別に辞令を発せら
れないときは、同条の規定による
体育指導委員として市町村の教育
委員会が任命したものとみなす。

3 市町村の教育委員会は、第十九
条の規定の施行の際、前項の規定
により体育指導委員として任命し
たものとみなされる者がいないと
きは、昭和三十七年三月三十一日
までの間は、同条の規定にかかる
まで、体育指導委員を置かないこ
とができる。

（保健体育審議会への諮問等）
第二十三条 国又は地方公共団体が
経費であつてその開催地の都道
府県において要するもの

2 その他のスポーツの振興のため
に地方公共団体が行なう事業に
要する経費であつて特に必要と
認められるもの

3 国は、学校法人に対し、その設
置する学校のスポーツ施設の整備
に要する経費について、予算の範
囲内において、その一部を補助す
ることができる。

（文部省設置法の一部改正）
第二十四条 文部省設置法（昭和二十四年法
律第四百四十六号）の一部を次のよ
うに改正する。

第十条の二第一号イ中「運動競
技及びレクリエーション」を「ス
ポーツ」に、同条第四号中「運動競
技」を「スポーツ事業」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に
関する法律の一部改正）
第五 地方教育行政の組織及び運営に
関する法律（昭和三十一年法律第
百六十二号）の一部を次のとおりに
改正する。

（地方教育行政の組織及び運営に
関する法律の一部改正）
5 地方教育行政の組織及び運営に
関する法律（昭和三十一年法律第
百六十二号）の一部を次のとおりに
改正する。

私立学校教職員共済組合法等の一
部を改正する法律案 する。

昭和三十六年六月一日

右の内閣提案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野 鶴平殿

私立学校教職員共済組合法等の一
部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の
一部を改正する法律案

部改正

（昭和二十八年法律第二百四十五
号）の一部を次のように改正する。

第一第二十五条の七」を「第二
節 給付（第二十一条—第二十五
条）に改める。

第二十二条第一項の表を次のよ
うに改める。

（私立学校教職員共済組合法の
一部を改正する法律案）

目次中「第二節 給付（第二十
一条—第二十五条の七）を「第二
節 給付（第二十一条—第二十五
条）に改める。

標準給与 の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	八、〇〇〇円	八、五〇〇円未満
第二級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上
第三級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上
第四級	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上
第五級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上
第六級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上
第七級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上
第八級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上
第九級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円未満
第十級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上
第十一級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上
第十二級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円未満
第十三級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上
第十四級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上
第十五級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上
第十六級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上
第十七級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上
第十八級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上
第十九級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円未満
第二十級	五一、〇〇〇円	四九、五〇〇円以上
第二十一級	五五、〇〇〇円	五三、〇〇〇円未満
	五三、〇〇〇円以上	五七、〇〇〇円未満

第二十二級	五九、〇〇〇円	五七、〇〇〇円以上	六一、〇〇〇円未満
第二十三級	六三、〇〇〇円	六一、〇〇〇円以上	六五、〇〇〇円未満
第二十五級	七一、〇〇〇円	六九、〇〇〇円以上	七三、〇〇〇円未満
第二十六級	七五、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上	

第二十三条第一項中「六十分の一に相当する額」としの下に「平均標準給与の年額は、平均標準給与の月額の十二倍に相当する額」としを加える。

第二十五条を次のように改める。

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののはか、保健給付、災害給付、休業給付、退職給付、廃疾給付及び遺族給付については、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第一号、第五号及び第六号を除く）、第四十一条第一項、第四十三条から第九十一条まで（第四十六条第一項、第五十条並びに第七十二条第二項及び第三項を除く）、第九十七条、第一百十二条第一項及び第三項並びに別表第一から別表第四までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定のうちで同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄のよう読み替えるものとする。

第四十七条第二項	第二条第一項第四号	職員	組合員
前項の場合において、 その保険医	組合（長期給付で連合会加入 組合に係るものにあつては、第 七条、第十八条、第十九条、第 二十一条、第十八条、第十九 条第一項、第一百零二項、第 一百九条第一項、第一百零二 条第二項、第一百零四条及 び第一百零八条第二項、第 一百零八条において同じ）		
その学校法人等又は保険医	前項の場合において、学校法人 等が虚偽の報告若しくは証明を し、又は		

第五十三条第一項	大蔵省令	第八十条第二項第一	俸給日額
第五十四条第一項	公務	第八十一条第一項	公務
第五十五条第一項第一号	組合(連合会加入組合にあつては連合会を含む)	第五十五条第二項	公務
第五十九条第二項	組合	第六十一条第一項及び第三項	運営規則
第六十三条第一項及第六十三条第一項	被保險者を含む。	第六十三条第一項	被保險者をいう。
第六十六条第一項	標準給与の月額	第六十六条第一項	標準給与の月額
第六十六条第二項	標準給与の日額	第六十七条第一項	標準給与の日額
第六十八条第一項	標準給与の日額	第六十八条第一項	標準給与の日額
第六十九条	標準給与の日額	第六十九条	標準給与の日額
第七十条	標準給与の日額	第六十八条第五号	標準給与の日額
第七十一条	標準給与の月額	第六十八条第三号	標準給与の月額
第七十六条第二項	標準給与の年額	第六十九条	標準給与の月額
第七十六条第三項第一号	百分の七十	第七十六条第二項	百分の六十
第七十九条第四項二号	俸給年額	第七十六条第三項第一号	平均標準給与の年額
第七十九条第二项第一号	俸給年額	第七十六条第三項第一号	平均標準給与の年額
第七十九条第二项第一号	平均標準給与の年額	第七十六条第三項第一号	平均標準給与の年額

第八十七条第一項	公務	第八十四条第二項	公務	第八十三条第六項	公務	第八十二条第一項及び第二項	公務	第八十二条第一項及び第二項	公務	第八十一条第三項	公務傷病	第八十条第二項第一	俸給日額
第八十七条第二項	俸給	第八十四条第二項	俸給	第八十三条第六項	俸給	第八十二条第一項及び第二項	俸給	第八十二条第一項及び第二項	俸給	第八十一条第三項	職務	第八十条第二項第一	職務
第七十九条第四項二号	俸給年額	第七十六条第三項第一号	国家公務員災害補償法第十三 条の規定による障害補償又はこれに相当する補償	第七十六条第二項	公務	第七十六条第三項第一号	国家公務員災害補償法第十 二条第一項の規定による障害補 償費	第七十六条第二項	公務	第七十六条第三項第一号	職務	第八十条第二項第一	職務
第七十九条第二项第一号	平均標準給与の年額	第七十六条第三項第一号	平均標準給与の年額	第七十六条第二項	標準給与の年額	第七十六条第三項第一号	平均標準給与の年額	第七十六条第二項	標準給与の年額	第七十六条第三項第一号	平均標準給与の月額	第八十条第二項第一	平均標準給与の月額
第七十九条第二项第一号	平均標準給与の年額	第七十六条第三項第一号	平均標準給与の年額	第七十六条第二項	標準給与の年額	第七十六条第三項第一号	平均標準給与の年額	第七十六条第二項	標準給与の年額	第七十六条第三項第一号	平均標準給与の月額	第八十条第二項第一	平均標準給与の月額
第七十九条第二项第一号	平均標準給与の年額	第七十六条第三項第一号	平均標準給与の年額	第七十六条第二項	標準給与の年額	第七十六条第三項第一号	平均標準給与の年額	第七十六条第二項	標準給与の年額	第七十六条第三項第一号	平均標準給与の月額	第八十条第二項第一	平均標準給与の月額
第七十九条第二项第一号	平均標準給与の年額	第七十六条第三項第一号	平均標準給与の年額	第七十六条第二項	標準給与の年額	第七十六条第三項第一号	平均標準給与の年額	第七十六条第二項	標準給与の年額	第七十六条第三項第一号	平均標準給与の月額	第八十条第二項第一	平均標準給与の月額

一 旧長期組合員の法律による改正前の私立学校教職員共済組合法(以下「旧法」という。)の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員(恩賜財团における従前の一例による者を今後も)をいう。

二 恩給財團における従前の例による者 旧法附則第二十項の規定により恩給財團(同法附則第一項の恩給財團)は、以下付則第一百第二号によつて、(同法附則第一項の恩給財團)は、(同法附則第一項の恩給財團)は、

「恩給財團における従前の例」という。)によることとされている者をいう。

四、更新組合員　新法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいふ。施行日の前日に旧長期組合員であった者で、施行日に長期組合員となり、引

を統き長期組合員であるものをいう。

施行日前に給付事由が生じた旧法の規定によるもの、すなはち生前の例である。

があるもののほか、なむ御前の例による（更新組合員に対する退職給付に関する認

組合員であつた期間が十五年以上二十年未満で
おける従前の例による者であつたものが退職（新

由に該当するに至つた場合をいふ。以下同じ。した場合においては、被保険者一人につき、年金額一月分の支給を行つて貰ふ。

道賀正蔵年金 退職一時金又は厚生年金一時金に支給しない

が組合員であつた期間二十年未満で退職した場合において、その者の組合員であつた期間が二十

更新組合員に対する退職年金の額は、第一号から第三号までに掲

する期間に応じ当該各号に掲げる
金額の合算額とする。

一 旧長期組合員であつた期間

(恩給財團における従前の例によ
る者であつた期間を除く。) 一一

十年に達するまでの年数について

年額（その額が六十二万四千円

をこえるときは、六十二万四千円とし、長期組合員であつた期間

が五年未満の者については、平均標準給与の年額の算定の基礎

となる旧長期組合員であつた期間の各月二、三十の額を合計して

額は、それぞれ当該各月における標準給与の月

る旧法第二十二条の規定の例による従前の標準給与の月額とす

施行日に恩給財団における従前の例による者であつた期間が十五年以上の者については、恩給財団における従前の例により計算した年金額から

各号に掲げる期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき平均標準給与の年額（長期組合員であつた場合）が五年未満の者について

一 旧法の規定により退職一時金額の支給を受けた更新組合員 前項第一号の規定により算定した各号に掲げる者に対する前項第一号の金額は、それぞれ次の各号に掲げる金額とする。

があるときは、これを切り上げた月数)を十月から控除した月額を平均標準給与の月額(その額が五万二千円をこえるときは、五万二千円とし、長期組合

それぞれ同義の下欄に掲げる期間以上であり、かつ、その組合員であつた期間に同年一月一日まで引き続く文部省令で定める学校法人等における文部省令で定める在職期間（組合員であつた

明治四十二年一月一日以前に生まれた者	十一年
明治四十二年一月一日から明治四十三年一月一日までの間に生まれた者	十一年
明治四十三年一月一日から明治四十四年一月一日までの間に生まれた者	十二年
明治四十四年一月一日から明治四十五年一月一日までの間に生まれた者	十三年
明治四十五年一月一日から大正二年一月一日までの間に生まれた者	四年
大正二年一月一日から大正三年一月一日までの間に生まれた者	五年
大正三年一月二日から大正四年一月一日までの間に生まれた者	六年
大正四年一月二日から大正五年一月一日までの間に生まれた者	七年
大正五年一月二日から大正六年一月一日までの間に生まれた者	八年
大正六年一月二日から大正七年一月一日までの間に生まれた者	九年

昭和三十六年六月八日 参議院会議録第三十七号 スポーツ振興法案外二件

員であつた期間が五年未満の者については、平均標準給与の月額の算定の基礎となる旧長期組合員であつた期間の各月における標準給与の月額は、それぞれ当該各月における旧法第二十二条の規定の例による従前の標準給与の月額とする。)に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額を控除した金額

退職年金の額のうち次の各号に掲げる部分の金額については、それぞれ当該各号に定めるところにより、その支給を停止する。

一 旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。)に係る部分の金額 五十歳に達するまで、その支給を停止する。

二 恩給財団における従前の例による者であつた期間に係る部分の金額 四十五歳に達するまで、その十分の三の金額の支給を停止する。

旧長期組合員であつた期間が六月以上一年未満の者は又は旧長期組合員であつた期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続ぐ長期組合員であつた期間とを合算した期間が一年未満である限り、かつ、当該期間とこれに引き続ぐ長期組合員であつた期間とを合算した期間が一年未満である限り、新組合員に対する新法第二十五条の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」と読み替えるものとする。

更新組合員に対する退職一時金に係る新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八

一 旧長期組合員であつた期間（恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。）で施行日の前日まで引き続いているもの 平均標準給与の日額（その額が千七百三十四円をこえるときは、千七百三十四円とし、長期組合員であつた期間が五年未満の者については、平均標準給与の日額の算定の基礎となる旧長期組合員であつた期間の各月における標準給与の月額は、それぞれ当該各月における旧法第二十二条の規定の例による従前の標準給与の月額とする。）を基礎として旧法第二十五条の三第二項第一号の規定の例により計算した金額

二 恩給財团における従前の例による者であつた期間で施行日の前日まで引き続いているもの 恩給財團における従前の例により計算した一時金の額から恩給財團における従前の例により控除すべきこととなる金額を控除した金額

三 長期組合員であつた期間 平均標準給与の日額（長期組合員であつた期間が五年未満の者については、長期組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額の三十分の一に相当する金額とする。）に当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法第二十五条において準用する

（国家公務員共済組合法別表第二に定める日数（一年未満の期間その他政令で定める期間にあっては、政令で定める日数。以下この号において同じ。）から前二号の期間に対応する同表に定める日数を控除した日数を乗じて得た金額）
（更新組合員に対する長期給付に関する経過措置についての施行法の準用）
前七項に規定するもののほか、更新組合員に対する退職給付については国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第十三条、第十七条及び第十八条の規定を、更新組合員に対する雇疾給付については同法第六条第二項、第二十一条から第二十六条まで（第二十二条第一項第一号及び第三号並びに第二十四条を除く。）の規定を、更新組合員に対する遺族給付については同法第二十七条规定から第三十五条までの規定を、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。
（再就職者に関する経過措置）
前八項の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。
一 更新組合員であつた者で、再び長期組合員となつたもの（更新組合員及び前号に掲げる者を除く。）
二 旧定期組合員であつた期間を有する者で、施行日以後に長期組合員となつたもの（更新組合員及び前号に掲げる者を除く。）

15 龍真各号に掲げる者のうち
法又は附則第十二項若しくは附則
第十三項の規定により退職一時金
又は廢疾一時金の支給を受けた者
に対する前項において準用する附
則第八項の規定の適用について必
要な事項は、政令で定める。

16 (政令への委任)
前十三項に規定するもののは
か、長期給付に関する規定の施行規
則について必要な事項は、政令で定
める。

17 (昭和二十七年九月三十日以前に
給与事由の生じた旧財團法人私學
恩給財團の年金の特別措置に関する規
則)この法律による改正後の昭和二
十七年九月三十日以前に給与事由
の生じた旧財團法人私學恩給財團
の年金の特別措置に関する法律
(以下「改正後の特別措置法」とい
う)第一条に規定する年金のうち
ち、この法律による改正がなかつ
たとしたならば、この法律による
改正前の昭和二十七年九月三十日
以前に給与事由の生じた旧財團法
人私學恩給財團の年金の特別措置
に関する法律第二条の規定により
支給を停止されることとなる金額
に相当する部分については、改正
後の特別措置法第二条の規定にか
かわらず、その支給を受ける者が
五十歳に達する月までは、支給を
停止する。

18 改正後の特別措置法第一条に規
定する年金のうち、昭和三十年四
月分から昭和三十六年十二月分ま
での年金については、なお従前の

(通算年金通則法の一部改正) 19 通算年金通則法(昭和三十六年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「若しくは私立学校教職員共済組合」を削る。
(通算年金通則法の一一部改正に関する経過措置)

旧長期組合員であつた期間が六月以上一年未満の者又は旧長期組合員であつた期間が六月以上であり、かつ、当該期間とこれに引き続ぐ長期組合員であつた期間とを合算した期間が一年未満である更新組合員に対する通算年金通則法第六条第二項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「六月」と読み替えるものとする。
(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

21 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のよう
に改正する。

第二条第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第十九条(組合の給付)」の下に「私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十条(給付)」を加える。

【平林剛君登壇、拍手】

本案は、スポーツの振興に関する国及び地方公共団体の施策の基本を明らかにし、もって国民の心身の健全な発達と、明るく豊かな国民生活の形成に寄与しようとするものであり、その内容として、スポーツ振興のための基本計画の構立、「スポーツの日」の制定、スポーツ施設の整備その他必要な規定を設けております。なお、本案は、関係議員諸君の熱意と努力の結果として、衆議院文教委員会において立案の上、委員会提出となつたものであります。

委員会においては、予算の確保等について質疑、討論の後、直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案について申し上げます。

本案は、来たる昭和三十九年に開催されるオリンピック東京大会に備え、その準備と運営並びに選手の競技技術の向上等に資するための特別措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、オリンピック資金調達等について若干の質疑がなされた後、討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案について申上げます。

本案は、私立学校教職員共済組合の長期給付の内容を、国立学校教職員の所属する国家公務員共済組合のそれと同程度に改め、給付水準の向上をはかるとともに、昭和二十七年九月三十日以前に給付事由の生じた旧財團法人私学恩給財團の年金額引き上げ、あわせてこれらの改正に伴う経過措置について

て定めております。

委員会におきましては、組合員の掛金額、関連法案との関係等について質疑がなされた後、討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、スポーツ振興法案及びオリエンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもつて可決せられました。

五十一ノ二 東京都品川附近ヨリ
千葉県木更津附近ニ至ル鉄道

別表第五十四号ノ二の次に次の二号を加える。

五十四ノ三 群馬県嬬恋ヨリ長野
県豊野ニ至ル鉄道

別表第六十号ノ二の次に次の二号を加える。

五十五ノ二 三重県飯田ヨリ岐阜県
中津川ニ至ル鉄道

別表第七十五号の次に次の二号を加える。

七十五ノ二 滋賀県今津ヨリ塩津
ニ至ル鉄道

別表第七十七号の次に次の二号を加える。

七十七ノ二 滋賀県宇野附近ヨリ香
川県高松ニ至ル鉄道

別表第九十号ノ二の次に次の二号を加える。

九十九ノ三 岡山県宇野附近ヨリ香
川県高松ニ至ル鉄道

別表第一百四号の次に次の二号を加える。

〔審査報告書は都合により追録に
輪委員長三木與吉郎君。〕

〔審査報告書は都合により追録に
案 撤載〕

〔審査報告書は都合により追録に
輪委員長三木與吉郎君。〕

〔審査報告書は都合により追録に
案 撤載〕

〔審査報告書は都合により追録に
信委員長鈴木恭一君。〕

〔審査報告書は都合により追録に
案 撤載〕

〔審査報告書は都合により追録に
信委員長鈴木恭一君。〕

〔審査報告書は都合により追録に
案 撤載〕

昭和三十六年六月一日

衆議院議長 清瀬 一郎

百十一ノ三 佐賀県唐津ヨリ呼子
ヲ經テ伊万里ニ至ル鉄道

別表第百四十二号ノ二の次に
一号を加える。

百四十二ノ三 新得ヨリ上十幌ヲ
經テ足寄ニ至ル鉄道

附則 鉄道敷設法の一部を改正する
法律

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔審査報告書は都合により追録に
案 撤載〕

よつて国会法第八十三により送付
する。

昭和三十六年五月二十五日

衆議院議長 清瀬 一郎

百四十二ノ三 新得ヨリ上十幌ヲ
經テ足寄ニ至ル鉄道

参議院議長松野鶴平殿

公衆電気通信法の一部を改正する
法律案

(外) 報 告

第2 電話使用料(契約の期間が30日以内の加入電話以外の加入電話に係るもの)

料 金 種 别	料 金	事務用	住宅用	額
1 度数料金制による場合				
イ 基本料				
単独電話及び構内交換電話(構内交換設備及び内線電話機に係るものと除く。)				
1級局	250円	180円	130円	900円
2級局	300円	210円	150円	1,050円
3級局	340円	240円	180円	1,300円
4級局	380円	270円	220円	1,600円
5級局	440円	310円	240円	1,450円
6級局	500円	350円	280円	1,750円
7級局	600円	420円	360円	2,200円
8級局	700円	480円	400円	2,700円
9級局	800円	560円	480円	
10級局	900円	630円	540円	
11級局	1,000円	700円	600円	
12級局	1,100円	770円	680円	
13級局	1,200円	840円	720円	
14級局	1,300円	910円	800円	
市内通話1度数ごとに				
2 度数料金制による場合				
イ 単独電話				
一加入電話ごとに月額	650円	380円	240円	1,450円
1級局	750円	450円	320円	1,750円
2級局	850円	510円	390円	2,200円
3級局	950円	570円	450円	2,700円
4級局	1,150円	680円	550円	
5級局	1,450円	870円	720円	
6級局	1,800円	1,080円	900円	
ロ 構内交換電話(構内交換設備及び内線電話機に係るものと除く。)				
一加入電話ごとに月額	1,000円	600円	400円	900円
1級局	1,150円	700円	500円	1,050円
2級局	1,300円	800円	600円	1,300円
3級局				

4級局	1,450円	900円
5級局	1,750円	1,050円
6級局	2,200円	1,300円
7級局	2,700円	1,600円
備 考		
1 住宅用とは、加入電話加入者(法人たるもの及び第28条第2項に規定する加入電話加入者を除く。)がもつばら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。		
2 事務用とは、住宅用以外のものをいう。		

第3 潤市内通話料(加入電話から行なう通話に係るもの) 每1分又はその端数ごとに 7円
第4 市外通話料(加入電話から行なう通話に係るもの)

料 金 種 别	料 金	額
1 自動接続通話方式による通話に係るもの		
市外通話地域間距離		
20キロメートルまで	50秒	7円
30秒	38秒	
40秒	30秒	
60秒	21秒	
80秒	15秒	
100秒	13秒	
120秒	10秒	
160秒	8秒	
240秒	6.5秒	
320秒	5秒	
500秒	4秒	
760秒	3秒	
760キロメートルをこえるもの	2.5秒	
2 手動接続通話方式による通話に係るもの(潤市内通話又は自動接続通話方式による市外通話ができる電話への通話に係るものと除く。)		
イ 普通通話料		
3分まで	3分をこえ る毎1分又はそ れ以下の端数 ごとに	3分まで る毎1分又はそ れ以下の端数 ごとに

(外) 報 働

市外通話地域周距離 10キロメートルまで		15円	5円	9円	3円				
料	金種別	料	金	額					
20	24円	8円	21円	7円					
30	30円	10円	27円	9円					
40	39円	13円	33円	11円					
60	54円	18円	39円	13円					
80	72円	24円	45円	15円					
100	90円	30円	54円	18円					
120	108円	36円	63円	21円					
160	138円	44円	75円	25円					
200	156円	52円	90円	30円					
240	183円	61円	105円	35円					
280	210円	70円	120円	40円					
320	240円	80円	135円	45円					
400	279円	93円	156円	52円					
500	318円	106円	180円	60円					
600	360円	120円	210円	70円					
750	420円	140円	240円	80円					
900	480円	160円	270円	90円					
1,100	540円	180円	300円	100円					
1,100キロメートルをこえるもの		600円	330円	110円					
至急通話料		普通通話料の2倍							
特別至急通話料		普通通話料の3倍							
第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料		普通通話料の3倍							
ホ定時通話料		右記の料金額と同額							
ヘ予約通話料(予約の期間が1月末満のものに係るものを除く。)		(月額) 右記の料金額と同額							
備考		普通通話料の4倍							
1 市外通話地域周距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。		(月額) 普通通話料の90倍							
2 公社は、市外通話地域周距離が60キロメートルをこえる市外通話の夜間に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。									
第5 敷設料(加入電話加入申込を承諾された場合のもの。ただし、機内交換設備及び内線電話機の設置に要するもの並びに契約の期間が30日以内のものに係るもの)を除く。)									
一加入電話ごとに 10,000円									
第6 公衆電話料(公衆電話又は第8条第2号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて、電話加入区域内に設置されたものから行なう通話に係るもの)									
料	金種別	料	金	額					
1 公社が通話の取扱いについて指定した公衆電話から行なう通話に係るもの	取扱者を配置すべきものとし	イ 市内通話料	市外通話料	1度数ごとに 3分まで	10円				
(1) その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から津市内通話ができる電話への手動接続通話方式による通話に係るもの	(2) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	(1) 普通通話料	(2) 第49条又は第50条に規定する通話以外の通話に係るもの	3分をこえる毎1分又はその端数ごとに	5円				
(3) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	(4) その他公衆電話から行なう通話に係るもの	(3) 市内通話料	(4) 市外通話料	1度数ごとに 3分をこえる毎1分又はその端数ごとに	15円				
(5) 第49条又は第50条に規定する通話以外の通話に係るもの	(6) その他の公衆電話から行なう通話に係るもの	(5) 市内通話料	(6) 市外通話料	1度数ごとに 3分をこえる毎1分又はその端数ごとに	5円				
(7) 第47条第2項の規定により公社が指定する地域相互通話による通話に係るもの	(8) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	(7) 第47条第2項の規定により公社が指定する地域相互通話による通話に係るもの	(8) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	1度数ごとに 3分をこえる毎1分又はその端数ごとに	15円				
(9) 第47条第2項の規定により公社が指定する地域相互通話による通話に係るもの	(10) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	(9) 第47条第2項の規定により公社が指定する地域相互通話による通話に係るもの	(10) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	1度数ごとに 3分をこえる毎1分又はその端数ごとに	15円				

(1) 普通通話料	毎3分又はその端数ごとに
市外通話地域間距離	に
10キロメートルまで	
20	15円
30	20円
40	25円
60	30円
(2) 特別至急通話料	50円
(3) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	普通通話料の2倍
規定期間の市外通話料	普通通話料の3倍
普通通話料と同額	普通通話料の3倍

3 第8条第2号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話から行なう通話に係るもの
市内通話料

1 度数ごとに

10円

備考

1 市外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けたものによる。
2 公社は、市外通話地域間距離が60キロメートルをこえる市外通話の範囲に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることとする。
3 公社は、公衆電話及びこの表の3のいずれの料金額が適用されるかが明らかとなるものとする。

第7 専用設備たる回線の専用の料金(市外設備(月額)第4の2のイの料金額の欄の右段の3に係るものであつて、専用契約の期間が1年以内のものに係るもの)	年法律第六十回の一部を次のようく改正する。
備考	公社より賛成、民主社会党を代表して山田委員より反対、参議院同志会を代表して奥委員より賛成意見が述べられ、採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定されました。
1 度数ごとに	年法律第六十回の一部を次のようく改正する。
10円	年法律第六十回の一部を次のようく改正する。
備考	第1条第一項第一号及び第二号中「一級局」を「十級局から十四級局までは「十一級局」を「一級局」と改める。
1 度数ごとに	第1条第一項第一号及び第二号中「一級局」を「十級局から十四級局までは「十一級局」を「一級局」と改める。
10円	第1条第一項第一号及び第二号中「一級局」を「十級局から十四級局までは「十一級局」を「一級局」と改める。
備考	第1条第一項第一号及び第二号中「一級局」を「十級局から十四級局までは「十一級局」を「一級局」と改める。
1 度数ごとに	第1条第一項第一号及び第二号中「一級局」を「十級局から十四級局までは「十一級局」を「一級局」と改める。
10円	第1条第一項第一号及び第二号中「一級局」を「十級局から十四級局までは「十一級局」を「一級局」と改める。

4 この法律の施行前(附則第一項の規定により從前の例によるものとされる同項に規定する通話に係る料金については、当該電話取扱局につき同項の規定により公社が指定する日まで)に支払い、又は支払うべきであつた公衆電気通信役務の料金については、なお從前の例による。	この法律案は、電話料金体系を調整するところなど、これに関する制度等についての規定を整備することを主眼といたしております。
5 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(昭和三十五年五月二十一日衆議院議長松野鶴平殿に提出し、議長はこれを可決せられました。)	○議長(松野鶴平殿) 日程第二十、公共用地の取得に関する特別措置法
賀茂の後、討論に入りましたところに於て、日本社会党を代表して鈴木強委員より反対、自由民主党を代表して新谷	第一節 事業の認定(第十二条) 第一章 総則(第一条・第十二条) 第二章 特定公共事業の認定(第十三条・第十四条) 第三章 土地の収用又は使用に関する特別措置法
は、この法律の施行の日から起算して六月をこえない範囲内でその例による。	第一節 事業の認定(第十二条) 第一章 総則(第一条・第十二条) 第二節 土地細目の公告(第十四条) 第三節 設委員長報告書(第十五条)

第三節 裁決及び損失の補償

(第十七条—第三十八条)

第四節 土地収用法による事業

の認定を受けている事業

業及び都市計画事業

(第三十九条・第四十条)

第四章 雜則(第四十一条—第五十一条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、土地等を収用し、又は使用することができる事業のうち、公共の利害に特に重大な関係があり、かつ、緊急に施行することを要する事業に必要な土地等の取得に關し、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の特例等について規定し、これらの事業の円滑な遂行と土地等の取得に伴う損失の適正な補償の確保を図ることを目的とする。

(特定公共事業)
第二条 この法律において「特定公共事業」とは、土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事業又は都市計画法(大正八年法律第三十六号)第十六条第一項に

規定する都市計画事業のうち、次の各号の一に該当するものに関する事業で、起業者が第七条(第四十五条において準用する場合を含む。)の規定による建設大臣の認定を受けたものをいう。
一 高速自動車国道若しくは一般国道又は二級国道のうち政令で定める主要な区間

二 日本国鉄道が設置する幹線鉄道のうち政令で定める主要な区間
三 第一種空港
四 都の特別区の存する区域又は人口五十万以上の市の区域における交通の混雑を緩和するため整備することを要する道路、駅前広場、鉄道又は軌道で政令で定める主要なもの

五 公衆電気通信役務に対する需要の急激な増加に対応するため整備することを要する電話施設のうち、都の特別区の存する区域若しくは人口五十万以上の市域に設置する政令で定める主要な施設又は政令で定める主要な市外通話幹線路の中継施設等の取得に關し、土地収用法(昭和二十九年法律第六十一号)が適用される河川若しくはその河川に設置する政令で定める主要な治水施設又は広域的な用水対策を緊急に講ずる必要のある地域に給水するため設置する政令で定める大規模な利水施設

七 電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)の規定によりその条例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第二百四十三号)による電気事業の用に供する発電施設又は送電変電施設で政令で定める主要なものとされる前の各号の一に掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土

石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設

第二章 特定公共事業の認定(事業の説明等)

第三条 起業者は、特定公共事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、事業の目的及び内容並びに事業を緊急に施行することを要する理由について、事業を施行しようとする土地が所在する都道府県の知事及び市町村(都の特別区の存する区域にあっては、特別区)の長並びにその土地及びその附近地の住民に説明し、これらの人から意見を聽取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるよう努めなければならない。

この場合において、住民に対する説明及びその意見の聽取については、少なくとも建設省令で定める程度の措置を講じなければならない。

五 事業の施行に關して行政機関の意見書

六 前条第一項の規定により講じた措置の経過説明書

七 都道府県の知事及び市町村長(都の特別区の存する区域にあっては、特別区長)は、前項の起業者に対し、事業の用に供する土地の取得について協力しなければならない。

(特定公共事業の認定の申請)

第四条 起業者は、特定公共事業の認定を受けようとするときは、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した特定公共事業認定申請書を建設大臣に提出しなければならない。

八 前各号の一に掲げるものに関する事業のために欠くことができない。この規定による建設大臣の認定を受けたものをいう。

九 二万円をこえない範囲内にお

三 起業地
四 特定公共事業の認定を申請する理由

五 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

六 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

七 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

八 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

九 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

十 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

十一 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

十二 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

十三 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

十四 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

十五 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

十六 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

十七 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

十八 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

十九 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

二十 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

二十一 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

二十二 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

二十三 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

二十四 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

二十五 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

二十六 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

二十七 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

二十八 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

二十九 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

三十 前項の申請書には、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添附しなければならない。

いて政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。ただし、これらの者が國又は都道府県であるときは、この限りでない。

(特定公共事業認定申請書の欠陥の補正及び却下)

第六条 第四条の規定による特定公共事業認定申請書及びその添附書類が同条又は同条に基づく建設省令に規定する方式を欠くときは、建設大臣は、相当な期間を定めて、その欠陥を補正させなければならぬ。前条の規定による手数料を納めないとときも、同様とする。

第七条 建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

(特定公共事業の認定の要件)

第八条 建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

(手数料)

第九条 前条第一項の規定によつて申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

第十条 前項第三号から第五号までに掲げる意見書は、起業者が意見を求めた日から三週間を経過してもこれを得ることができなかつた事情を説明する書類を添附しなければならない。

(特定公共事業の認定の要件)

第十一條 建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

(手数料)

第十二條 建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

(手数料)

第十三條 建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

(手数料)

第十四條 建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

(手数料)

第十五條 建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

(手数料)

第十六條 建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

(手数料)

第十七條 建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

(手数料)

第十八條 建設大臣は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときは、特定公共事業認定申請書を却下しなければならない。

(手数料)

四 事業が公共の利害に特に重大な関係があり、かつ、緊急に施行することを要するものである。

(特定公共事業の認定の手続)

第八条 土地収用法第二十一条から第二十五条までの規定は、特定公共事業の認定を行なう場合に準用する。この場合において、同法第

二十二条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「公共用地の取得に

関する特別措置法第四条第三項」と、同法第二十四条第一項中「第

二十一条」とあるのは「公共用地の取

得に關する特別措置法第七条」と

読み替えるものとする。

(特定公共事業認定申請書の縦覽)

第九条 市町村長(土地収用法第一百四十条の規定が適用される場合においては、各場合に応じて、それ

ぞれ、特別区長、市の区長又は町

村組合の管理者。以下この条及び

第十八条において同じ。)が前条に

おいては、各場合に応じて、それ

ぞれ、特別区長、市の区長又は町

村組合の管理者。以下この条及び

第十八条において同じ。)が前条に

おいては、各場合に応じて、それ

ぞれ、特別区長、市の区長又は町

村組合の管理者。以下この条及び

町村長は、当該事件につき、前条において準用する土地収用法第二十四条第一項の規定による手続を行なうことができない。

(特定公共事業の認定の告示)

第十条 建設大臣は、第七条の規定によつて特定公共事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、

起業者の名称、事業の種類及び起業地を官報で告示しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、関係都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 特定公共事業の認定は、第一項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

(特定公共事業の認定の拒否の通知)

第十二条 建設大臣は、特定公共事業の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知しなければならない。

第三章 土地の収用又は使用に関する特別

規定による手続を行なわないとき

は、起業地を管轄する都道府県知事は、起業者の申請により、当該

準用する同法第二十四条第二項の規定による手続を行なわなければならない。

2 前項の規定により、都道府県知

事は、起業地を管轄する都道府県知

事は、起業地を管轄する都道府県知

事は、起業地を管轄する都道府県知

事は、起業地を管轄する都道府県知

2 前項の規定によりあつたものとみなされた土地収用法第二十条の規定による事業の認定が、同法第二十九条又は第三十条第四項の規定によりその効力を失つたときは、特定公共事業の認定も、将来に向かつて、その効力を失う。

(事業の認定の失効)

第十三条 特定公共事業については、土地収用法第二十九条中「三年」とあるのは、「六年」とする。

2 第二節 土地細目の公告

(あつせん縦統中の土地細目の公

告の申請)

第十四条 特定公共事業について

は、土地収用法第三十一条第二項の規定は、第十二条第一項の規定によりあつたものとみなされた同

法第二十条の規定による事業の認定が同法第二十九条の規定により

その効力を失う前二週間ににおいて

おいて準用する同法第二十四条第一項の書類を受け取つた日から二

週間に経過しても、前条において

準用する同法第二十四条第二項の規

定による手続を行なわないとき

は、適用しない。

(土地調査及び物件調査の作成)

(土地細目の公告の失効等)

第十六条 特定公共事業においては、土地収用法第三十九条、第四十条及び第百六十六条第一項中「一

年」とあるのは、「六年」とする。

2 第三節 裁決及び損失の補

(裁決申請書)

第十七条 第十五条に規定する場合においては、土地収用法第四十二条第一項第二号の書類に記載すべき同号口に掲げる事項のうち、收

用し、又は使用しようとする土地の面積以外の事項については、同

法第三十五条第一項の規定による方法以外の方法により知ることが

できる程度で記載すれば足りるものとする。この場合においては、

その書類にその旨を附記しなけれ

ばならない。

(裁決申請書の縦覽)

第十八条 第九条の規定は、市町村長が特定公共事業に係る土地収用

法第四十四条第一項の書類を受け取つた日から二週間に経過しても

同条第二項の規定による手続を行なわない場合に準用する。この場合において、同条第一項中「起業地」とあるのは、「裁決の申請に係る土地」と読み替えるものとする。

2 都道府県知事は、収用委員会に

対して前項の規定により土地収用法第四十四条第二項の規定による公衆の縦覽に供しなければならない書類の送付を求めることができる。他の方法により知ることができる程度でこれらの調査を作成すれば足りるものとする。この場合においては、調査にその旨を附記しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により土地収用法第四十四条第二

項の規定による公告をしたときは、遅滞なく、公告の日を収用委員会に通知しなければならない。

(却下の裁決)

第十九条 特定公共事業について

は、土地収用法第四十七条第二号中「第十八条第二項第一号」とあるのは、「公共用地の取得に關する特別措置法第四条第二項第一号」と、「事業認定申請書」とあるのは「特定公共事業認定申請書」とする。

(緊急裁決)

第二十条 収用委員会は、特定公共事業に係る収用又は使用の裁決が遅延することによつて事業の施行に支障を及ぼすおそれがある場合において、起業者の申立てがあつたときは、土地収用法第四十八条第一項各号に掲げる事項のうち、

損失の補償に關するものでまだ審理を尽くしていないものがある場合においても、同項の規定による

裁決をすることができる。

2 前項の規定による申立ては、建設省令で定める様式に従い、書面でしなければならない。

3 第二項の規定による申立てがあつたときは、収用委員会は、その旨を土地所有者及び関係人に通知しなければならない。

第二十一条 前条第一項の裁決(以下「緊急裁決」という)においては、土地収用法第四十八条规定第一項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものについては、裁決の時までに収用委員会の審理に現われた意見書鑑定の結果その他

の資料に基づいて判断することがができる程度において裁決すれば足

りるものとする。ただし、損失の補償をすべきものと認められるにかかるらず、補償の方法又は金額について審理を尽くしていないものについては、概算見積りによる仮補償金を定めなければならない。

2 前項ただし書に規定するもののほか、なお審理を要すると認める事項については、裁決書の理由において、その旨を記載しなければならない。

(物件の収用請求権)

第二十二条 第二十条第一項の規定による申立てに係る土地にある物件の所有者は、その物件の収用を請求することができる。

(仮住居による補償)

第二十三条 第二十条第一項の規定による申立てに係る土地に現に居住の用に供している建物がある場合において、その建物の住居者が仮住居を必要とするときは、仮住居に要する費用に充てるべき補償金に代えて、起業者が仮住居を提供することを収用委員会に要求することができる。

2

収用委員会は、前項の規定による要求が相当であると認めるときは、仮住居の位置、構造、規模、提供期間その他必要な事項を定めて裁決することができる。

(前二条の請求又は要求の期限)

第二十四条 収用委員会は、前二条の規定により請求又は要求をすることができる者に対し第二十条第一項第三項の規定による通知をするときは、あわせて土地収用法第六十五条第一項第一号の規定に基づき、それらの請求又は要求について一

定の期限までに意見書を提出すべき旨を命じなければならない。この場合において、その期限は、通知の到達した日から一週間を経過した日以後でなければならない。

(緊急裁決前の措置)

第二十五条 収用委員会は、緊急裁決をしようとするときは、あらかじめ、収用後又は使用後においても補償金額を適正に算定することができるよう、土地及び物件の状況について必要な調査をしておかなければならぬ。ただし、土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのにその調査を拒み、又は妨げたときは、この限りでない。

(担保の提供)

第二十六条 収用委員会は、緊急裁決をする場合において、損失の補償の義務の履行を確保するため必要があると認めるときは、起業者が担保を提供しなければならない旨の裁決をすることができる。

2 土地収用法第八十三条第四項から第七項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「工事を完了」とあるのは「損失の補償の義務を履行」と、同条第五項中「耕地の造成による損失の補償の義務」とあるのは「損失の補償の義務」と読み替えるものとする。

(仮補償金の払渡し等)

第二十七条 第二十一条第一項ただし書の規定による仮補償金は、土地収用法第九十五条第一項及び第二項(第三号を除く)、第九十九条第三項及び第四項、第一百条並び

に第百四条の規定の適用について

は、同法第四十八条第一項の規定による裁決に係る補償金とみなす。

(担保の供託)

第二十八条 緊急裁決があつた場合においては、土地収用法第九十六条中「第八十四条第三項」とあるのは、「第八十四条第三項及び公共用地の取得に関する特別措置法第二十六条第二項」とする。

(仮住居の提供)

第二十九条 起業者は、第二十三条第二項の規定に基づく仮住居の提供を裁決で定められた提供期間の始期までにしなければならない。

2 (起業者の責任)

規定に基づく仮住居の提供を受けるべき者が仮住居への入居を拒んだときは、建設省令で定めるところにより、その仮住居が裁決で定められた条件に適合し、かつ、相手に要する費用に充てるべき補償金に代えて、起業者が仮住居を提供することを収用委員会の確認を受けなければならぬ。

3 (起業者からの裁決)

起業者から裁決で定められた提供期間の始期までに仮住居の提供を受けなかつた者又は仮住居への入居を拒んだ者が居住の用に供している建物については、それぞれその提供を受けるまで又は前項の確認があるまでは、土地収用法第九十八条の規定による適用しない。

(補償裁決)

第三十条 収用委員会は、損失の補償に関する事項で緊急裁決の時までに審理を尽くさなかつたものに

ついては、なお引き続き審理し、遅滞なく裁決しなければならない。

2 前項の規定による裁決以下「補償裁決」という。)に関する限りは、この法律に特別の定めのあるものを除き、土地収用法中同法第四十八条第一項の規定による裁決に関する規定の適用があるものとする。

ただし、同法第七章の規定は、補償裁決のうち、その裁決で認められた同法第七十六条第一項又は第八十一条第一項の規定による請求に基づく収用に係る部分に関する限りのみ適用があるものとする。

(残地収用等の場合における補償額算定の時期)

第三十二条 补償裁決において土地収用法第七十六条第一項又は第八十二条第一項の規定による請求を認める場合における土地所有者及び関係人の損失(同条第三項第三号に規定する損失を含む)は、その裁決の時の価格によつて算定し、並び関係人の損失(同条第三項第三号に規定する損失を含む)は、その裁決の時の価格によつて算定して補償しなければならない。

(土地収用法第百四条の規定による権利者がある場合の替地等の要件)

2 起業者は、補償金の全部又は一部に代えて、替地が提供されるべき部分についてはその提供の期限、替地以外の給付がされるべき部分については補償裁決の時までの期間について、年六分の利率による清算金の支払の期限(その差額のうち、補償金の全部又は一部に代えて、替地が提供されるべき部分についてはその提供の期限、替地以外の給付がされるべき部分については補償裁決の時までの期間について、年六分の利率によつて算定した利息を支払わなければならぬ。

(補償裁決で定める事項)

第三十三条 补償裁決においては、第三十条第二項ただし書に規定するものを除き、前条の規定による清算金及び利息の額並びに裁決に基づく起業者、土地所有者又は関係人の義務を履行すべき期限を定めなければならない。

2 (補償裁決における事項)

第三十四条 补償裁決においては、第三十条第二項ただし書に規定するものを除き、前条の規定による清算金及び利息の額並びに裁決に基づく起業者、土地所有者又は関係人の義務を履行すべき期限を定めなければならない。

2 补償裁決においては、起業者が裁決に基づく義務の履行を怠つた場合に支払うべき過怠金を定めることができる。

(清算)

第三十五条 补償裁決で定められた補償金額と緊急裁決で定められた補償金額とに差額があると

き、及び補償裁決により補償金の全部又は一部に代えて替地の提

供、工事の代行その他の給付をすべき旨が定められたときは、起業者及び土地所有者又は関係人は、金銭をもつて清算しなければならぬ。

(物上代位)

第三十五条 先取特権、質権又は抵当権の目的物が収用され、又は使用された場合において、補償裁決で定められた補償金額が緊急裁決によるときは、これらの権利は、第三十三条第一項の規定による清算金に対しても行なうことができる。ただし、その払渡し前に差押えをしなければならない。

(同時履行)

第三十六条 起業者が補償金の全部又は一部に代えて替地の提供、工事の代行その他の給付をすべき場合において、土地所有者又は関係人が第三十三条の規定により支払うべき清算金及び利息があるときは、起業者又は土地所有者若しくは関係人は相手方がその義務を履行するまでは、自己の義務の履行を拒むことができる。

(強制執行)

第三十七条 补償裁決に対する土地収用法第百三十三条第一項の規定による訴の提起がなかつたときは、その裁決は、第三十三条の規定による清算金及び利息又は第二十四条第二項の規定による債務名義とみなす。

第三十八条 特定公共事業の用に供する土地にある建物の所有者は、その建物が収用される場合において、土地収用法第八十二条第一項の規定による要求をするときは、その建物に対する補償金の全部又は一部に代えて、その要求に基づいて提供される土地にある建物をもつて、損失を補償することを収用委員会に要求することができ

する土地にある建物の所有者は、その建物が収用される場合において、土地収用法第八十二条第一項の規定による要求をするときは、その建物に対する補償金の全部又は一部に代えて、その要求に基づいて提供される土地にある建物をもつて、損失を補償することを

しなければならない。

2 特定公共事業の用に供する土地にある建物の貸借人(一時使用のため建物を貸借りした者を除く)は、その建物が収用されるときには、その建物の貸借権に対する補償金の全部又は一部に代えて建物の賃借権をもつて、損失を補償することを収用委員会に要求することができる。

3 前二項の規定による要求及びその要件に基づいて提供される建物又は建物の賃借権については、土地収用法第八十二条第一項の規定による要求及びその要件に基づいて提供される同項に規定する事項に規定する。

第四節 土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業

第三十九条 土地収用法による事業の認定を受けている事業及び都市計画事業の認定を受ける事業の認定を受けている事業及び都市計画事業は、第三十九条の規定による事業の認定を受けていたる事業又は都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業に係る特定公共事業の認定は、起業者が第十一条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があったものについては、同法第六条の規定による土地収用法第三十一條第一年内に土地収用法第三十一條の規定による土地細目の公告の申請をしないときは、期間満了の日翌日から将来に向かつて、その効力を失う。

5 土地収用法第三十二条の規定

については、同法第二十条の規定による事業の認定が同法第二十九条の規定によりその効力を失う前二週間、都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業で特定公共

号まで及び第三項、第八条、第九条並びに第十二条の規定は、適用しない。

2 土地収用法第二十条の規定による事業の認定を受けている事業で特定公共事業の認定を受けたものについては、第十三条の規定にかかるらず、同法第二十九条中「第一十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」

とあるのは、「公共用地の取得に関する特別措置法第十一条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつた日から一年」とす

3 前項に規定する事業については、土地収用法第二十条の規定による事業の認定が同法第二十九条又は第三十条第四項の規定によりその効力を失つたときは、特定公

共事業の認定も、将来に向かつて、その効力を失う。

第四十条 都市計画法第十六条第一項に規定する都市計画事業で、同

法第二十条第一項の規定による裁定の申請前に第十一条第一項の規定による特定公共事業の認定の告示があつたものについては、同法第

二十条の規定は、適用しない。

第四章 雜則

(土地収用法第二十二条の規定の不適用)

については、同法第二十二条の規定によることの請求に係る裁決があつた場合における土地収用法第二十二条の規定は、適用しない。

(訴願及び訴訟)

第四十二条 第二十二条の規定による請求に係る裁決があつた場合は、土地収用法第二十二条の規定による請求に係る裁決があつた場合は、土地等を提供する者がその対價として土地又は建物の提供、耕地又は宅地の造成その他金銭以外の方

事業の認定を受けたものについては、その認定が前項の規定によりその効力を失う前二週間に

は、適用しない。

2 土地収用法第二十二条の規定により裁決書に記載された事項については、損失の補償に関する訴を提起することはできない。

(期間の計算及び通知の方法)

第四十三条 土地収用法第二十二条の規定は、この法律又はこの法

律に基づく命令の規定による期間に定めたものである。

(手続の承認等)

第四十四条 土地収用法第九条、第十条、第一百二十七条及び第一百三十

六条の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による起業者及び土地所有者及び関係人の権利義務及び手続その他の行為について準用する。

(権利、物件及び土石砂れきの取用又は使用に関する準用規定)

第四十五条 第二章、第三章(第三十一条を除く)、第四十一条、第四十二条及び前条の規定は、土地

収用法第五条に掲げる権利若しくは同法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を取用し、若しくは使用する場合又は同

法第七条に規定する土石砂れきを取用する場合に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(現物給付)

第四十六条 特定公共事業に必要な土地等を提供する者がその対價として土地又は建物の提供、耕地又

の裁決は、同法第七十八条の規定による請求に係る裁決とみなす。

2 緊急裁決のうち、仮補償金及び

第二十二条第二項の規定により裁

決書に記載された事項については、損失の補償に関する訴を提起

することはできない。

(手續の承認等)

第四十七条 土地収用法第二十二条の規定によることの請求に係る裁決があつた場合は、土地等を提供する者がその対價として土地又は建物の提供、耕地又

は宅地の造成その他金銭以外の方

法による給付を要求した場合において、その要求が相当であると認められるときは、特定公共事業を施行する者は、事情の許す限り、その要求に応するよう努めなければならない。

(生活再建等のための措置)

第四十七条 特定公共事業に必要な土地等を提供することによつて生活の基礎を失うこととなる者は、前条の規定による要求をする場合において必要があるとき、又はその受ける対價と相まつて実施されることを必要とする場合においては、生活再建又は環境整備のための措置で次の各号に掲げるものを実施のあつせんを都道府県知事に申し出ることができる。

一 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に關すること。
二 住宅、店舗その他の建物の取得に關すること。
三 職業の紹介、指導又は訓練に得に關すること。
四 他に適当な土地がなかつたため環境が著しく不良な土地に住居を移したこと。

前項の規定による申出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。

第五十条 都道府県知事は、第一項の規定による申出があつた場合において、その申出が相当であると認めるとときは、関係行政機関、関係市町村長（都の特別区の存する区城にあつては、関係特別区長）、そ

び特定公共事業を施行する者と協議して、生活再建計画を作成するものとする。

4 特定公共事業を施行する者は、生活再建計画のうち、特定公共事業に必要な土地等を提供する者に対する対價となる事項を実施しなければならない。

(公共用地審議会)

第四十八条 特定公共事業の認定に関する事項を審議させるため、建設省の附屬機関として公共用地審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表中「公共用地取扱制度調査会の項を次のように改める。」

して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

行ないましたが、詳細は会議録で御承知願います。

一、政治的暴力行為防止法案（衆第三十九号）

質疑を終了、討論、採決の結果、田中一委員提出の修正案を否決した後、原案を多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。統いて田上委員提出の附帯決議案を、これまた多数をもつて可決いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

（建設省設置法の一部改正）

1、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案（参第一四号）

（参第三〇号）

一、昭和三十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十四年度政府関係機関決算書

（参第三〇号）

決算委員会

一、地盤沈下対策特別措置法案

（参第三〇号）

建設委員会

一、昭和三十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十四年度政府関係機関決算書

（参第三〇号）

改訂する法律案（参第一四号）

生じないように特に注意する
必要がある。

3 農業共済保険、各種社会保
険事業の運営についてはなお
根本的に検討を要すべきもの
があり、保険料の徴収、保険
金の支払についての不当事項
も毎年のように発生している
ことにかんがみ、すみやかに
適正な措置を講じ事業運営の
健全化を期すべきである。

4 工事の施工、物件の調達等
について、計画、設計、また
は予定価格の積算が適当でな
いもの、施行方法、検査が當
を得ないもの等があつたため
不経済となつてゐる事例が毎
年生じている。

当局は予算の効率的な使用
について十分意を用い、關係
部局との連絡を緊密にして、価
格の調査等に遺憾なきを期
し、国損を招くがことき事態
の生じないように努力すべき
である。

また開拓事業その他施行期
間も長く多額の経費を要する
事業については、特に事業計
画、施行の順序に十分意を用
いて、手戻りなるよりな事態の
起らぬように注意するとともに、
多額の国費を投入した
事業の効果が実情に即し、す
みやかに実現できるよう努力
すべきである。

5 国有財産の管理、物品の取
扱いが適切を欠いていたため
所在不明、台帳との不合を發
生じあるいは不経済な処分を
なされた。よつて報告する。

し、または不当に処分され
いる事例がある。

公の財産は常に良好の状態
においてこれを管理、運用す
べきであり、当局は常に正確
に現状を把握することに努
めいやしくも粗雑な取扱い
をすることのないように注意
すべきである。

6 租税の徴収が當を得なかつ
た事例については毎年多数の
指摘を受けている。当局は課
税資料の整備、活用に努力す
ることも、取引関係、經理
法の適用を誤ることのないよ
う十分に注意すべきである。

7 予算執行の実績についてみ
れば、歳出予算の「項」の区分
またはその積算が適当でなか
つたと認められる事態があ
り、このため特定の目的を
もつと認められる物件費が多
額に人件費に流用されている
ものがあつたり、「項」の予算
額のほとんど全額が翌年度に
繰り越されているものがあ
る。歳出予算の「項」について
は行政目的に即し適正に区分
する必要があり、また予算の
積算については実行の見透し
について十分意を用い、多額
の繰越しを生ずることのない
よう注意すべきである。

8 前記決算については警告を与
えることとしたほか異議がな
い。

右の通り全会一致をもつて議決し
た。よつて報告する。

昭和三十六年六月七日

決算委員長 佐藤 芳男

会における審議の経過並びに結果の概
要を報告申し上げます。

まず、昭和三十三年度一般会計歳入
歳出決算、昭和三十三年度特別会計歳
入歳出決算、昭和三十三年度國稅收納金整理資
金受払計算書

昭和三十三年度政府関係機関決算書

本件は、昭和三十四年十二月二十九
日国会に提出されまして、今回審査を
終えたものであります。本件につきま
しては、昨年五月十一日から本年六月
七日までの間に三十三回の委員会を開
き、さらに五班の委員派遣によつて現
地調査も行ないました。また、参考人
の出席を求めて事情聴取をいたしまし
たものは二件ございます。福岡県知事
を参考人として出席を求め、事態の究
明を行なつたのもその一つであります。
（拍手）

次に、昭和三十三年度物品増減及び
現在額総計算書

昭和三十三年度国有財産無償貸付状
況総計算書

右

国会に提出する。

昭和三十四年十二月二十九日

内閣総理大臣 岸 信介

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

昭和三十三年度国有財産増減及び
現在額総計算書

昭和三十三年度国有財産無償貸付状
況総計算書

右

国会に提出する。

昭和三十五年三月二十八日

内閣総理大臣 岸 信介

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

昭和三十三年度物品増減及び現在
額総計算書

右

国会に提出する。

昭和三十五年三月二十八日

内閣総理大臣 岸 信介

〔佐藤芳男君登壇、拍手〕

○佐藤芳男君登壇、拍手

これは審査報告書に掲げてあります
ので、こちらを願いたいと思います。
委員会は、去る六月二日質疑を終わ
り、昨日、討論、採決の結果、全会一
致をもつて審査報告書の通り異議がな
いものと議決した次第でござります。

次に、昭和三十三年度国有財産増減
及び現在額総計算書並びに昭和三十三
年度国有財産無償貸付状況総計算書の
二件につきましては、異議がないこと
と議決いたした次第でござります。
次に、昭和三十三年度物品増減及び
現在額総計算書に關する件につきまし
て、異議がないことと議決いたした
次第であります。
以上をもつて報告を終わります。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。
四件全部を問題に供します。四件は
委員長報告の通り決することに賛成の
諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。
四件全部を問題に供します。四件は
委員長報告の通り決することに賛成の
諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半數と認めま
す。よつて四件は委員長報告の通り決
せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二十五よ
り第五十一までの請願を一括して議題
とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認
めます。まず、委員長の報告を求めま
す。通信委員長鈴木恭一君。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

○佐藤芳男君登壇、拍手

社会保険医療の改善に関する請願
(九件)

べき地医療対策に関する請願
ごみ処理施設設備費国庫補助に関する請願
へき地医療対策に関する請願
小児マヒの予防対策に関する請願
(二件)

国民健康保険療養給付費引上げに伴う国庫負担増額等に関する請願
業務外せき臓損傷患者のための単独保護法制定等に関する請願
医療費値上げに関する厚生省案反対等に関する請願
患者負担による医療費引上げ反対等に関する請願
宗教法人立保育施設の取扱い等に関する請願
原爆被災者援護対策に関する請願
(八件)

酒露きよう正施設設立に関する請願
(四十五件)

国立大田病院及び国立大田療養所併存に関する請願
水産物小売業者の営業許可の要件改善に関する請願
(七件)

元南滿州鉄道職員中特殊業務に従事し、負傷した者等に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法適用の請願
(八件)

業務外の災害によるせき臓損傷患者の請願
国立大田療養所存置に関する請願
援護に関する請願
(二件)

国民健康保険制度等医療行政の改革に関する請願
(二件)

社会、児童福祉施設従事者の給与引上げ等に関する請願
(一件)

男子看護人の名称改正に関する請願
(二件)

動員学徒犠牲者援護に関する請願

特殊漁船貢献没者遺族の処遇改善に関する請願(二件)

生活保護法の基準額引き上げ等に関する請願

結核回復者のためのコロニー設置に関する請願

結核回復者の就職等保障に関する請願

基準看護及び基準給食の内容充実に関する請願

患者及び被保険者負担による医療費引上げ反対に関する請願(二件)

国立病院等の勤務時間短縮に伴う人員増加に関する請願(二件)

病院の看護婦、医師増員に関する請願(三件)

せき肺損傷患者の長期療養認定基準緩和に関する請願

せき肺損傷患者に対する傷病給付金全額支給に関する請願

岡山労災病院にせき肺損傷患者職能訓練センター設置の請願

小児マヒ予防対策促進に関する請願(二件)

未帰還者留守家族等援護法第十三条の期限延長等に関する請願

生活保護法の医療扶助費増額等に関する請願

社会保障確立等に関する請願

小児マヒ対策に関する請願(二件)

戦争犯罪関係者に対する補償の請願

医療費の国庫負担金増額に関する請願

らい療養所の医師、職員の充員等に関する請願(二件)

積雪地帯の建築職人に失業保険適用の請願(十三件)
小児マヒ予防生ワクチン輸入促進に關する請願(二件)
後保護施設の内容充実に關する請願
國民健康保険国庫負担増額に關する請願
甘納豆製造に使用される漂白剤亞硫酸塩等の食品衛生法第七条第一項の規定による使用基準改正に關する請願
水商売の女の実態調査に關する請願
芸者の解放に關する請願
精神薄弱者等の保護に關する請願
觀光地の净化に關する請願
身体障害者保障総合政策確立に關する請願
国立療養所菊池恵楓園施設整備に關する請願
小兒マヒ緊急対策に關する請願(二件)
満洲開拓犠牲者援護促進に關する請願(二件)
満蒙開拓青少年義勇軍等の遣族援護に關する請願
引揚医師に關する特例法の期限延長に關する請願(十三件)
元満洲國軍日系軍官及び同陸軍軍官学校予科生徒の遣族援護に關する請願
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

員会において審査の結果、請願第百九十二件の請願は、おおむね願意並に當なものと認め、いすれも議院の会議に付して、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。（拍手）

○議長（松野鶴平君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の趣旨をもつて採択し、内閣に送付することに賛成の方々諸君の起立を求める。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君） 総員起立と認認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもつて採択し、内閣に送付することに決しました。

○議長（松野鶴平君） この際、日程に追加して、

地方行政委員長報告にかかる地方公務員の退職年金制度改正促進に関する請願外十五件の請願を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長増原憲吉君。

地方公務員の退職年金制度改正促進に関する請願（八件）

離島振興法の恒久立法化等に関する請願

県立高等学校新設等のための地元負担金の起債に関する請願

町村職員の給子財源措置に関する請願

コール・ガール組織対策に関する請願

故障自動車等の標示に関する請願
非常勤消防団員に対する公務災害補
償費引上げに関する請願
連座制強化のための選挙法改正に關
する請願
重度身体障害者在宅投票制度復活に
關する請願

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

〔増原恩吉君登壇、拍手〕

○増原恩吉君　ただいま議題となりま
した地方公務員の退職年金制度改革促
進に関する請願外十五件の請願は、地
方行政委員会において審査の結果、願
意おおむね妥当と認め、全会一致をも
つてこれを議院の会議に付し、内閣
に送付するを要するものと決定いたし
ました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り
採択し、内閣に送付することに賛成の
諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め
ます。よってこれらの請願は、全会一
致をもつて採択し、内閣に送付するこ
とに決しました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に
追加して、
商工委員長報告にかかるかんがい排
水用電気料金値上げ反対に關する請願
外六十五件の請願を一括して議題とす
ることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

昭和三十六年六月八日 参議院会議録第三十七号 かんがい排水用電気料金値上げ反対に関する請願外六十五件

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。商工委員長柳木亨弘君。

かんがい排水用電気料金値上げ反対

に關する請願

長野県に中小企業金融公庫支店設置等の請願(二件)

長野県内の低開発地域の工業開発促進に關する請願(二件)

石炭産業の合理化に關する請願(三件)

公共用水域の水質保全經費増額に関する請願

福岡県小倉市の鉱害復旧等に關する請願

九州地方開発促進に關する請願

石炭政策に關する請願(十二件)

公共料金値上げ抑制等に關する請願(十九件)

福岡県豊州炭坑災害復旧工事促進等に關する請願

九州地方の工業振興に關する請願

福岡県小倉市鉱害復旧工事促進等に關する請願

石炭産業の合理化に關する請願

公共用水域の水質保全經費増額に関する請願

福岡県小倉市の鉱害復旧等に關する請願

九州地方開発促進に關する請願

石炭政策に關する請願(十二件)

公共料金値上げ抑制等に關する請願(十九件)

福岡県豊州炭坑災害復旧工事促進等に關する請願

九州地方の工業振興に關する請願

福岡県小倉市鉱害復旧工事促進等に關する請願

石炭産業の合理化に關する請願

公共用水域の水質保全經費増額に関する請願

福岡県小倉市の鉱害復旧工事促進等に關する請願

東北開発促進計画改定等に關する請願

中小企業振興基本法制定に關する請願(二件)

物価値上げ抑制に關する請願

日中貿易促進に關する請願

プラスチック防虫網製網機の登録制

適用に關する請願

九州電力の電気料金問題に關する請

公共料金等諸物価値上げ反対に關す

る請願

石炭鉱業の再建振興に關する請願

炭鉱災害事故防止等に關する請願

臨時石炭鉱害復旧法改正に關する請

願

鹿児島県に中小企業金融公庫支所設

置の請願

近畿経済圏総合開発に關する請

願

産炭地市町村振興対策に關する請

願

公共料金値上げ反対等に關する請

願

「審査報告書は都合により追録に

掲載」

〔細木亨弘君登壇、拍手〕

○細木亨弘君 ただいま議題となりました六十一件の請願については、商工委員会において審査の結果、全会一致をもって願意おおむね妥当と認め、これを議院の会議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

ます。よつてこれらの請願は、全会一

致をもつて採決し、内閣に送付することに決しました。

これにて散会いたします。

午後十時三十七分散会

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

杉山 昌作君
牛田 實君
谷口 慶吉君
柏原 ヤス君
田中 清一君
加賀山之雄君
稻浦 鹿藏君
中尾 辰義君
鈴木 恭一君
佐藤 芳男君
奥 むめお君
辻 武壽君
三木與吉郎君
田中 啓一君
高瀬莊太郎君
天坊 裕彦君
村松 久義君
藤野 駿雄君
堀 信次君
高橋 忠次君
高野 一夫君

大倉 精一君
下村 定君
赤間 文三君
安部 清美君
鹿島 俊雄君
植垣 弥一郎君
青田源太郎君
井川 伊平君
塙見 俊二君
梶原 茂嘉君
木村裕八郎君
小林 孝平君

岸田 幸雄君
金丸 富夫君
徳水 正利君
鈴木 万平君
大谷藤之助君
山谷 利壽君
山本 利壽君
佐野 廣君
中野 文門君
上原 正吉君
岡崎 真一君
野本 品吉君
中野 品吉君
宮澤 喜一君
西郷吉之助君
野村 四郎君
斎藤 昇君
永野 譲君
林屋龜次郎君
寺尾 豊君
柴田 栄君
西田 信一君
木島 義夫君
鹿島 俊雄君
竹中 恒夫君
白井 勇君
吉江 勝保君
大泉 寛三君
原島 宏治君
櫻井 志郎君
大泉 芳平君
白木義一郎君
白木義一郎君
志郎君
大泉 芳平君
白木義一郎君
志郎君
小林 英三君
江藤 智君
林田 正治君
村上 春藏君
野村吉三郎君
野村吉三郎君
下條 康麿君
小林 英三君
江藤 智君
林田 正治君
村上 春藏君
堀本 宜実君
松野 孝一君
伊平君
塙見 俊二君
梶原 茂嘉君
木村裕八郎君
小林 孝平君

米田 正文君
岸田 幸雄君
川上 炳治君
仲原 善一君
手島 直紹君
鍋島 增原君
手島 荘吉君
鍋島 增原君
手島 荘吉君
前田 佳都男君
岩沢 忠恭君
武藤 常介君
小柳 牧衛君
前田 佳都男君
山本伊三郎君
新谷寅三郎君
紅露 みづ君
石原幹市郎君
吉武 恵市君
吉武 恵市君
占部 秀男君
坂本 昭君
中村 順造君
横川 正市君
横川 正市君
小柳 勇君
鶴園 哲夫君
鈴木 強君
千葉千代世君
武内 五郎君
鶴園 哲夫君
鈴木 強君
森 元治郎君
森 元治郎君
大河原 一次君
大川 光三君
松永 忠二君
松永 忠二君
森 元治郎君
大倉 精一君
下村 定君
赤間 文三君
安部 清美君
鹿島 俊雄君
植垣 弥一郎君
青田源太郎君
井川 伊平君
塙見 俊二君
梶原 茂嘉君
木村裕八郎君
小林 孝平君

北條 勲八君
太田 正孝君
黒川 武雄君
杉原 荒太君
山本 杉君
千田 正君
笠森 順造君
北畠 教真君
野上 進君
谷村 貞治君
鳥嶋徳次郎君
高橋進太郎君
古池 信三君
大谷 賢雄君
安井 謙君
井上 清一君
迫水 久常君
堀木 錠三君
草葉 隆圓君
青木 一男君
津島 寿一君
大森 創造君
豊瀬 祖一君
山本伊三郎君
小柳 勇君
後藤 義隆君
前田 佳都男君
岩沢 忠恭君
武藤 常介君
小柳 牧衛君
新谷寅三郎君
紅露 みづ君
石原幹市郎君
吉武 恵市君
吉武 恵市君
占部 秀男君
坂本 昭君
中村 順造君
横川 正市君
横川 正市君
小柳 勇君
鶴園 哲夫君
鈴木 強君
千葉千代世君
武内 五郎君
鶴園 哲夫君
鈴木 強君
森 元治郎君
森 元治郎君
大河原 一次君
大川 光三君
松永 忠二君
松永 忠二君
森 元治郎君
大倉 精一君
下村 定君
赤間 文三君
安部 清美君
鹿島 俊雄君
植垣 弥一郎君
青田源太郎君
井川 伊平君
塙見 俊二君
梶原 茂嘉君
木村裕八郎君
小林 孝平君

九三八

河野 謙三君
平島 敏夫君
松平 雄雄君
青柳 秀夫君
加藤 武徳君

小沢久太郎君
秋山俊一郎君
木暮武太夫君
郡 祐一君
太村篤太郎君

前田 久吉君
横山 フク君
館 哲二君
野上 進君
千田 正君
笠森 順造君
北畠 教真君
野上 進君
谷村 貞治君
鳥嶋徳次郎君
高橋進太郎君
古池 信三君
大谷 賢雄君
安井 謙君
井上 清一君
迫水 久常君
堀木 錠三君
草葉 隆圓君
青木 一男君
津島 寿一君
大森 創造君
豊瀬 祖一君
山本伊三郎君
小柳 勇君
後藤 義隆君
前田 佳都男君
岩沢 忠恭君
武藤 常介君
小柳 牧衛君
新谷寅三郎君
紅露 みづ君
石原幹市郎君
吉武 恵市君
吉武 恵市君
占部 秀男君
坂本 昭君
中村 順造君
横川 正市君
横川 正市君
小柳 勇君
鶴園 哲夫君
鈴木 強君
千葉千代世君
武内 五郎君
鶴園 哲夫君
鈴木 強君
森 元治郎君
森 元治郎君
大河原 一次君
大川 光三君
松永 忠二君
松永 忠二君
森 元治郎君
大倉 精一君
下村 定君
赤間 文三君
安部 清美君
鹿島 俊雄君
植垣 弥一郎君
青田源太郎君
井川 伊平君
塙見 俊二君
梶原 茂嘉君
木村裕八郎君
小林 孝平君

國務大臣	野坂	松澤	米田	森中	永末	安田	相澤	田畑	平林	久保	片岡	金光君	剛君	守義君	英一君	敏雄君	重明君	英二君	參三君	默君	兼人君
國務大臣	大藏大臣	大藏大臣	文部大臣	文部大臣	厚生大臣	厚生大臣	通商產業大臣	通商產業大臣	運輸大臣	運輸大臣	郵政大臣	郵政大臣	建設大臣	建設大臣	自治大臣	自治大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
國務大臣	赤松	常子君	千葉	藤原	田中	東	岡	成瀬	裕	向井	片岡	久保	等君	文重君	繁夫君	長年君	幡治君	三郎君	一君	道子君	正雄君
國務大臣	常子君	千葉	藤原	田中	東	岡	成瀬	裕	向井	片岡	久保	等君	文重君	繁夫君	長年君	幡治君	三郎君	一君	道子君	正雄君	常子君
國務大臣	常子君	千葉	藤原	田中	東	岡	成瀬	裕	向井	片岡	久保	等君	文重君	繁夫君	長年君	幡治君	三郎君	一君	道子君	正雄君	常子君

水田	三喜男君	須藤	岩間	正男君
大矢	暢君	基	政七君	五郎君
北村		藤田	藤太郎君	正君
		田上	松衛君	
		太下	友敬君	
		秋山	長造君	
		永岡	光治君	
		相馬	助治君	
		戸叶	武君	
		矢鳴	三義君	
		天田	勝正君	
		重盛	重雄君	
		佐多	忠隆君	
		村尾	清一君	
		益君	壽治君	
		近藤	信一君	
		内村	清次君	
		山田	節男君	
		棚橋		
		小虎君		

政府委員	總理府總務長官	藤枝	泉介君
政務次官	行政管理	西田	信一君
防衛政務次官	白瀧	仁吉君	
厚生政務次官	安藤	覺君	
農林政務次官	井原	岸高君	
通商產業大臣	燧諾	誠明君	
官房長			
通商產業省			
企業局長			
勞動政務次官			
柴田			
柴君			

昭和三十六年六月八日 參議院会議録第三十七号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定額一部十五円
(但し良質紙は二十円)
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
昭和三十六年三月一五日印

九四〇